

平成28年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年9月7日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	本山隆也
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	堤正久
農業振興課長	鶴崎俊昭	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	松尾裕哉
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
主任指導主事	石橋佳樹		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉岡正博
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 大串武次議員

1. 防犯カメラの設置について
2. 飼料用米・大豆生産拡充への施設整備について
3. 有害鳥獣対策（電気柵）について

2. 大串弘昭議員

1. 少雨と猛暑の影響について
2. 只江川の排水について
3. 国土利用計画の拘束力と実効性について

3. 溝上良夫議員

1. 学校の教育環境について
2. 役場庁舎の環境について

4. 秀島和善議員

1. 介護施設入所者の食費、部屋代の大幅な負担増の中止を求める
2. 来年度からの要支援1、2の介護サービスについて
3. 学校給食の充実について
4. 玄海原発の再稼動に反対し、自然エネルギーの促進を求める
5. 異常気象などによる玉葱のべと病対策について
6. TPP批准阻止に向けて

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

申し上げます。久原久男議員から本日の会議に離席の届け出がありますので、報告をいたします。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、秀島和善議員、井崎好信議員の両名を指名します。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4人です。

順次発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

おはようございます。

先日からの台風の通過により大気が非常に不安定になり、猛烈な雨のため、行方不明、住宅の倒壊など甚大な被害が出ています。北海道では、タマネギ、ジャガイモなどの被害、2名の方が亡くなっています。岩手県岩泉町では16名の方がお亡くなりになられ、まだ多くの方が孤立されています。仮設住宅も浸水しているそうです。亡くなられた方に心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の早期復旧を望み、一般質問入らせていただきます。

トップバッターということで大変緊張いたしておりますけど、ひとつよろしく願っていたしたいと思います。

まず最初に、防犯カメラの設置についてお尋ねをいたします。

町内の公共施設や保育園・小・中学校の防犯カメラの設置状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○本山隆也総務課長

町内の公共施設の防犯カメラの設置状況の御質問でございます。

所管ごとに申し上げますと、まず総務課が管理しているものについてでございますけれども、肥前白石駅の駅舎、駐輪場監視用に2台、同じく肥前竜王駅に2台でございます。

企画財政課が所管しておりますふれあい郷のホールがございませぬ自遊館、そこに4台、プールがございませぬ、また事務等もございませぬ爽明館、その監視用に10台、建設課管理の庁舎前総合運動場に1台、生涯学習課管理のパークゴルフ場が今度整備されます有明干拓記念公園に2台、下水道管理の白石浄化センターに3台でございます。計24台でございます。

内訳といたしまして、録画が可能なもの、町施設の録画が可能なものに10台でございます。今はふれあい郷監視用に14台ございませぬけれども、現在メンテナンス中ということで監視のみということになってあります。

教育委員会所管におきましては、各小・中学校について、それから町立のあかり保育園につきましては、防犯カメラの設置はございませぬ。

以上でございます。

○大串武次議員

それでは、町内、まあ民間が取り付けられている防犯カメラの設置状況は把握されているのかお尋ねいたします。

○本山隆也総務課長

公共施設以外の防犯カメラの設置状況でございます。

民間の事業者さんの設置状況については十分把握はしておりませんが、役場所管課から関係する団体、事業者さんに聞き取った分でございますけれども、町の商工会さんで管理しておられるもので4台、佐賀県有明海漁協さん管理で2台、それから株式会社ケーブルワンさんが防災利用として1台新有明漁港に設置しておられる状況でございます。

それから、太陽光パネルが設置してあります貯水池がございますけれども、あそこに施設設置者の方が1台、それから公設民営でございますけれども須古保育園に1台というふうな状況でございます。

役場が管理する施設については、防犯カメラ把握しておりますけれども、十分な把握はしておりません。また、白石警察署におきましては、町内の民間事業者さんの防犯カメラについても把握されているところでございますけれども、あくまで犯罪事件に関する捜査用の情報管理ということで、内容については開示できないところでございます。

以上であります。

○大串武次議員

公共施設等については、大体24カ所設置してあるということでございますけど、まあ小・中学校関係については、まあ取り付けはなされていないということでございますけど、防犯カメラの設置によりまして、犯罪の未然防止や犯罪が起きてからの事件解決の手がかりになったりしてるわけでございます。

これらのことから、当町においても防犯対策として防犯カメラの設置や子供たちが通っている、まあ通学している保育園とか小・中学校等における防犯対策の構築が不可欠ではないかというふうに考えるわけでございますけど、その辺について、教育長、町長の所見をお尋ねいたします。

○北村喜久次教育長

防犯対策として、小・中学校への防犯カメラの設置について御質問をいただきました。

不審者による子供を狙った痛ましい犯罪が近年全国各地で発生し、ニュース等で報道されております。全国的には、こういった犯罪や事件が後を絶たない状況がございます。

教育委員会におきましても、これからの白石町を担っていく子供たちの安心・安全の確保は極めて重要なことと考えております。白石町内の各小・中学校の防犯対策と

しましては、各校の危機管理マニュアルに不審者の発見、侵入から警察への通報、教育委員会の報告等が規定されており、事件が発生した場合にはマニュアルに基づき行動するようになっていきます。

また、年に1回防犯訓練が実施されており、その内容はどの学校もほぼ同じ内容です。また、白石警察署と連携し、学校敷地内に不審者が侵入したという設定で行われています。この中で、児童・生徒には緊急時の避難のあり方、職員には不審者対応のあり方について訓練がなされています。さらに、訓練の後には警察官による不審者対応についての講話、それから職員への対応への指導等もなされているところです。

このほかにも、職員室や事務室、廊下等にさすまた、あるいはネットランチャー等の設置、それから教室や廊下等に緊急事態を伝えるブザーのスイッチを設置するなど、不審者を発見、侵入した場合の対応が進められています。また、各小・中学校は警備を警備会社と契約していますので、夜間や休日など教職員の不在時に校舎棟に侵入者があった場合は、直接自動で警備会社に通報するようになっております。

大串議員の御質問の防犯対策として防犯カメラの設置ということでございますが、防犯カメラの設置は侵入者の早期発見、事件、犯罪の未然防止、早期解決などに利点があり、今後考えていくべきことだとは思っております。

しかし、現状は侵入者による例えば学校の窓ガラスの破損とか、学校がたまり場になっているとかという状況等は幸いにも本町はございません。先ほども申したとおり、各小・中学校で防犯対策がなされていますので、現在のところ防犯カメラの設置については考えておりません。

あわせて、防犯カメラの設置の背景には、住民相互不信の監視社会というのがあるようにございます。白石町は「人と大地がうるおい輝く豊穡のまち」というまちづくりの基本方針を掲げておりますので、ここは絶対必要というところについてはこれはしょうがございませんけど、防犯カメラ等の導入については十分状況等を把握して慎重に進めるべきではないかと考えております。

以上です。

○田島健一町長

先ほどから課長、また教育長のほうから防犯カメラのことについてのお話ありました。

防犯カメラ、防犯カメラと言いますが、大きく言ったら監視カメラということになるかと思えます。この監視カメラの中に防犯とか防災とか、あと記録用の監視用とかというものがあるといふふうに定義をされているわけでございますが、この防犯カメラだけに特化して申し上げますと、先ほど大串議員のほうからも言われましたとおり、犯罪の抑止効果、これと犯罪が行われた場合の証拠保全を目的に設置をされるわけでございます。今、全国でたくさんのこの監視、防犯のカメラが設置をされておまして、いろんな事件、事故の解決にも活用されてるようでございます。

しかしながら今、このカメラについての法的規制がないということから、いろいろな問題も起こしていることも事実でございます。これは、皆さんも御承知のとおり、映像の流出の問題であるとか、あとは肖像権とかプライバシーとの関連とかいろいろ

あるわけございまして、今回大串議員から御質問いただいたように、学校といった教育施設については、ちょっと白石町独自で解決はなかなか厳しいところもあろうかというふうに思います。

そういったことから、県教育委員会や、また他の市町村の動向を見ながらですね、おくれてということじゃなくて、先走ってもいいわけございませうけども、今後検討してまいりたいというふうに思うところでございませう。

以上です。

○本山隆也総務課長

発言の訂正をさせていただきます。

須古保育園について、公設民営というふうに申し上げましたけれども、私立の保育園であります。申しわけございませう。

○大串武次議員

状況を見ながらということございませうけど、今学童保育の延長がなされました。それで、夏場はそう問題ないと思ひませうけど、冬場になりますともう18時前から暗くなってくるというふうな状況で、学童保育の生徒さんも非常にふえてきている状況ございませう。

そういうようなところ踏まえながら、ぜひ前向きに検討していただければというようなお願ひ申し上げまして、次の項に入らせていただひきたいと思ひませう。

次に、飼料用米なり大豆生産拡充への施設整備についてということでお尋ねをいたしておひませう。

平成30年より米の生産目標数量の市町村配分がなくなり、自主性による減反政策を実施していかねばならぬ状況にあります。そうなると、米価をある程度は確保する必要があるため、転作面積がおのずと増加することが予想されます。転作面積がふえればふえた分のほとんどが大豆の作付面積が多くなることが予想され、大豆の刈り取りがおくれ、麦の播種、タマネギの植えつけの裏作がその分さらにおくれることが予想されるわけございませう。

そこで、今回の質問は、飼料用米の作付取り組みや施設整備計画について質問したいと思ひませう。

今年度の転作率は、実際目標的には生産目標が示されておひませうして転作面積は示されておひませうけど、当初33. 幾らぐらいが目標ではなかつたのかなあと私想定しているわけございませうけど、今年度の転作率は実際何%なされたのか、なっているのか、また平成30年度以降のどれぐらいの転作を想定されているのかお尋ねいただひきたいと思ひませう。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今議員申されたとおひ、平成30年産から行政で行っていた米の生産調整目標の配分が取りやめになり、生産者や集荷業者などが一体となって取り組むという仕組みに変更になります。

全国の米の需要につきましては、主食の米離れ等により、毎年約8万トンずつ減少しているという現状がございます。加えまして、近年の米価についても低迷をしているという状況であり、今後においても米の生産数量そのものを続けていかなければさらなる米価の下落を招くということは避けられない状況だと思っております。

お尋ねの、まず平成27年度の転作率実績は38.81%でございました。本年度につきましては、現在採取作物等の変更を吟味し、集計中でございますが、目標が36.02%で一番早い取りまとめた数字が、これは5月9日現在ということになりますけれども、そのときが38.25%となっております。この時点で目標面積を上回っているというような状況でございます。

そして、御質問の30年以降の転作率の見通しということでございます。これにつきましては、現在の統計数値を利用することで日本全国でどのくらい米を生産すればどれくらいの米価が形成されるかというようなことにつきましては、そう複雑な計算をしなくても判断できるというのが現在の状況でございます。

つまり、全国的規模で自主的に米の生産数量をこれまでどおり絞り込めば、米価はこれくらいになるとある程度予想がつきます。これにつきましては、佐賀県だけの努力、白石町だけの努力ということでは米価の安定というのは望めないと思います。やはり全国的規模で米の生産数量の調整というものを行わなければ、目標数量がなくなったから米をつくりたいだけつくろうというようなことでは、また米価の下落につながると思っております。

今後、米の直接支払交付金につきましても、その30年度をもちまして廃止となります。さらに、今TPPが問題になっておりますけれども、これが発行されることも想定をしながら米価を現在の水準に堅持または上昇させていくことを目標としながら、町、JA、白石地区、集荷業者、農業関係団体、そして生産者、消費者、こういう組織で構成されました白石町農業再生協議会、それから県レベルの農業再生協議会、その他と協力をいたしまして、2年後の生産数量のあり方ということに対しまして十分検討をし、または情報収集しながら対応をしていかなければならないと思っております。

以上です。

○大串武次議員

確かに今課長答弁ありましたように、消費量が年々減ってきている中で、佐賀県、また白石町だけの問題ではないわけで、全国的にやはりある程度まとまっていかなければ当然これは示せない数字だと思うわけでございますけど、いつか何か、テレビやったですかね、ラジオやったですかね、私ことし初めて、全国で一応転作目標面積に置きかえますと、初めて達成がなされたというふうな情報をちょっと、情報というか報道を聞いたわけございまして、ああやっと、要するに全国の皆さんも農家の皆さんもある程度TPPの問題を初め、ちょっとごとしてこられたといえますか、ようやくある程度やっぱり自分にはね返ってくるんだなというふうな気持ちになられたのかなあというふうにも思うわけでございますけど、やっぱりある程度見込んでいかないとずっとあと、今から御相談申し上げていきますけど、施設整備計画あたりも非常に考えていかなければいけないんじゃないかなあということで、次のほうに行ってい

たいと思いますけど、平成22年に白石町内では六角、須古、カントリーの3施設が統廃合により六角・須古カントリーができました。平成23年には南有明の3施設を統廃合により大豆共乾併設の南有明カントリーができております。

ほかの施設はできてから経過年数もう相当、30年以上たっていると、経過年数も30年以上で長いと思われませんが、施設整備計画はどのように進められているのか、まだ手がつけられていないのか、まだある程度の計画性があるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今議員申されましたように、平成22年度には六角・須古、平成23年度に南有明というふうに整備をされてきました。その他の施設につきましては、今申されましたが、老朽化が進み、機械器具の更新や修理の費用が増大しているという現状ではなかろうかと思っていますところ。

このような背景を受けまして、JAさが白石地区では、まず平成29年度におきまして、白石西部ライスセンター、北有明カントリー、北有明西部共乾、今申し上げました3施設の整備統合を行い、集中的な米、麦の受け入れ態勢を確立するため、北有明カントリー施設の増設、そして白石西部ライスセンターを大豆と兼用施設へ改修を行うという方針が現在示されております。

この事業につきましては、国庫補助事業を活用される予定であり、現在県とも調整を行い、町とも話し合いを持っているところでございます。また、福富支所管内につきましては、JAの計画の中に盛り込む予定であるということで、現在検討をしているということでお伺いをいたしております。

町といたしましても、米、麦、大豆の品質向上を目指し、それから先ほど申されました転作作物等へも対応できるよう、そして安全・安心な農作物を消費者へ提供できるよう、必要な施設、整備に対しては全面的に協力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

先ほども申し上げましたけど、平成30年以降は転作の面積の増加も見込まれる中で、特にこういうこと、面積が多く、転作を多くしなければいけないということになりますと、今WCSも大分ふえてきておりますけど、大豆の作付面積が多くなれば麦の播種がおくれ、タマネギの植えつけがおくれるなど、裏作の作付に影響を及ぼすものと考えられます。

今以上の転作については、そういうふうなことから、今以上の転作となりますと、飼料用米の作付も検討していかなければいけないというふうに考えるわけでございますけど、その点についてはどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今お尋ねの飼料用米につきまして、まず佐賀県内、県内では平成26年度、ちょっと

2年前になりますけども、26年度に約260ヘクタールの作付がされております。本町につきましては、これはもう最新の数字が出ておりますけど、本町では平成28年度の予定で14ヘクタールの作付がされております。そのほとんどがブロイラーへの供給という内容でございます。

飼料用米を作付するには、配合飼料メーカーと直接契約することが必要でありまして、その出荷につきましても、乾燥、調整した後、出荷ということになります。県内で飼料用米を比較的多く作付をされております鳥栖市など佐賀県東部地区では、JAでも取り組みをされております。

ただ、これにつきましては、異品種混入の防止ということのために、ひよくもちの収穫後、荷受けを行っているということで、完全に米が終わった後、受け入れておられるということだそうです。

そこで、さっき議員も申されましたけども、現在の白石町の作付体系を考えた場合、裏作に影響を及ぼしてくるということが考えられます。こういうことがあるため、JAで取り組みをされる、本格的に取り組みをされるという場合には、やはり飼料用米を専用に受け入れる乾燥施設が必要となろうかと思っております。この施設整備につきましては、莫大な費用もかかることも予想されます。今後計画をされる際には、町からも相談に乗り、一緒に検討いたしまして、対応をしてみたいと思います。

また、国によります飼料用米の推進ということも重要な鍵になってくると思いますので、今後の転作作物への動向も検討しながら、JAと一緒に検討してみたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

今やはり転作が、今この飼料用米ができてからほとんど大豆が主力でありますけど、全国的には一番やはり飼料用米が、この転作の取り扱いに認められるようになりましてから一番伸びてるのは飼料用米じゃないかなと。町内では大豆なり、それからWCSが伸びてきておりますけど、飼料用米がほとんど奨励金的にも非常に幅がございまして交付金も非常に単価がいいというふうなことで、それからやはり水田を荒らさなくていいというふうな利点の面から、こういうところで伸びてきているんじゃないかなというふうにも思うわけございまして、ごとってなってから思い立つけんということでは、なかなか難しいと思いますので、ぜひやっぱりある程度のこの作付についても何か水田協議会ですか、あるようなときには、やはり少しでも会議の中に話題にさせていただくような検討はぜひやっていただきたいなというふうに考えるところでございます。

それではもう一点、これに関しますところで、先ほど課長の答弁にもございましたけど、なかなかやっぱり今の施設で荷受け困難というような答弁もございましたけど、飼料用米の作付となりますと、現在の共乾施設やカントリーの飼料用米の荷受けは困難と思われるわけですね。他県では、他のほかのところでは、もうひよくもちを刈ってしまったから飼料用米の刈り取りをやるというふうなことを検討されている、実際なされているようでございますけど、町内ではやっぱり一施設でもこういうふう

な、例えば飼料用と種子が家干しでなされておりますので、こういうふうなものを一施設で荷受けをすると、そしてほかの今老朽化しているところを29年から統廃合しながら施設整備計画を進めてくというふうな答弁もございました。

ですから、そこら辺を踏まえて、やはり今後老朽化が進んでいる施設との整備計画とあわせて検討していくべきだと思いますけど、その辺についてどういうふうにお考えなのかお尋ねしたいと思います。専用荷受けができるようにですね。

○鶴崎俊昭農業振興課長

先ほどの繰り返しになりますけども、現在老朽化した施設の改修もしくは新たに共乾施設をつくるということにつきまして、JAのほうの再編計画というものがございます。そこで、その計画に組み入れられたときに、先ほど申しあげましたように、今後の政府の政策、これにつきましては飼料用米の取り扱いということもございますけども、それや生産者の意向などを慎重に探りながら検討していく必要があると思っております。

また、そのほかにも種子専用の米、麦などにつきまして、共乾施設の整備、統合後、稼働的な施設にて受け入れを行って対処をしたいということにつきましても、JAの考えを伺っております。

いずれにいたしましても、30年以降を見据えた転作、それから稲の作付、転作作物の検討ということにつきましては、十分検討をしてまいらなければならないと思っております。

以上です。

○大串武次議員

課長の答弁によりますと、飼料用米作付は余り意欲的でないようでございますけど、調査をしなかった組合、生産者の意向を聞きながらというふうなことのようでございますけれど、まあある程度やっぱり町のほうでもリードをしていく必要もあるんではなかろうかなというふうに思うわけでございます。

これだけ今タマネギあたりで今ちょっとべと病あたりで問題になっておりますけど、今度道の駅の構想もあるわけでございます。それで、前回も質問いたしておりますように、地場産にこだわっていくというふうなことになりますと、野菜あたりの振興もやっていかなければいけません。

そういうようなことを考えてまいりますと、非常に表作だけでなく裏作の面でもある程度やっぱり定期播種というふうなことを常々、要するに作物を栽培するに当たっては、定期播種、定期植えつけをある程度守っていかなければいけないわけございまして、そういうふうな面を考えてまいりますと、やはり主要米あたりも作付を検討していったらそういうふうな後の野菜への生産拡大、作付増大というようなのに結びつけていくような検討もぜひやりながら、施設整備計画とあわせて両面で今後一応検討していただくようお願いを申し上げたいと思います。

それでは最後に、有害鳥獣対策の電気柵の適正使用についてお尋ねをしたいと思っております。

昨年7月に静岡県西伊豆町の川岸に設置された有害対策の電気柵で感電し、家族連れなど7人が死傷された事故がありましたが、昨年佐賀県内でも電気柵は約6,000カ所で不適切な事例があります。不適切な事例のうち339カ所は感電など危険性を知らせる表示板の不備、残り2カ所は漏電遮断器が設置がなされていなかったと、昨年8月22日の差が新聞に掲載がなされておりました。

当白石町でも、昨年9件の電気柵の設置がなされていると伺いましたが、今年度電気柵の設置は何件で不備な点はなかったのか調査はなされたのかお尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

昨年の電気柵の事故を受けましての御質問ですが、まず町で把握をいたしておりまず補助事業等で設置された電気柵等は現在24件ございます。昨年8月の議員への説明会で9件と申し上げたと思っておりますが、そのときは、その時点で現地調査をしたのが9件でありまして、その当時も15件ございました。ちょっと数字的にわかりにくい説明を行っておりました。ここでちょっと数字的な訂正はさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

そして、現在の24件というのは、今申しました15件に加えまして、昨年度に設置されたのが8件、今年度に1件ございます。その合計の24件ということでございます。

なお、現在相談中といたしますか、申請書をちょっともらっていくというようなケースが1件、現在ございます。まだ提出はあってございませんけども。

御質問の不備な点や調査の件ということですが、これにつきましては設置者と連絡をとり合い、現地調査等を実施し、適切な対応をお願いしているところです。

その内容といたしまして、まず危険表示板の設置がないところはございませんでした。それから、家庭用電源を間接的に利用して漏電遮断器を設置していた箇所が1箇所、それから2件につきましては、調査時点で該当作物がもう作付されておりました。ただ、電気柵はそのままになっておりましたので、そのままというか、一応保管されておりましたので、再び作付し、再度電気柵を設置するというような場合には安全使用に十分注意をお願いするということを申し上げてきております。

今後も電気柵の補助申請等あった場合には安全使用に十分注意をしてもらおうように説明をし、必要に応じて現地調査等を実施し、指導助言を行っていきたいと考えております。

なお、補助制度を利用しないで全く個人で設置されているという電気柵につきましては、町として数、場所は把握はできておりませんが、事件後、候補地等に注意喚起の記事を掲載しまして、周知をしているところでございますが、今後もそういう情報等入りましたら、町といたしましても連絡をとり合い、電気柵の安全利用につきまして、今後も啓発をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

一応聞き取り調査をなされているような返事、私聞き及んだわけでございますけど、

電気柵の設置者に危険表示をつけること、それから家庭用コンセント、30ボルト以上を使用する場合、パルス発生装置と漏電遮断器の設置、危険表示板を設置するなど、指導、実際に家庭に出向かれて指導なされているのかお尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

先ほど申し上げましたが、電気柵の補助申請があった場合、パルス発生装置の使用、漏電遮断器の設置、危険表示板の設置、こういうことに対しましては、まず申請された段階で十分御説明をし、配慮してもらいように説明をいたしております。

今、現地調査が必要ではないかということ、もちろん現地調査も必要でございます。今のところ、必ず現地調査を行っているという状況ではございません。

ただ、今後につきましては、言葉はあれですけど、まあ抜き打ちということも視野に入れながら、その現場等々を実際にお尋ねし、調査をし、まあ指導、お願い等をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

ちょっと昨年度は実質死亡事故も起きているわけございまして、町内でこういうことは当然あってはいけないわけございまして。ぜひこう抜き打ち的というか、件数的にも24件ぐらいでしょ。ですから、手分けしてでも回っていただければ半日でも対処できるのではなかろうかなあと、これはもう私の素人考えでございますけど、考えるわけございまして、抜き打ちではなく、やっぱり取り付けをされているところは安全確認をぜひ全戸やっていただくような徹底をお願いしたいと思いますし、それからある程度、何といいますか、パンフレットといいますか、そういうものが国あたりで示され、出されているものがあれば全戸に配布するとか、町内でも私はそういうふうな安全対策というふうな形で、こういうふうなことも設置してありますので注意するような、やはり広報紙に載せるとか、対策も必要ではなかろうかと思っておりますけど、その辺については課長、どうお考えでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

確かに昨年死亡事故も起きております。重要案件でございますので、まず今現在ございまして24基、これにつきましては改めてまず本人さんと連絡をとり合いまして、できる限りの現地調査、少なくともそのお宅にお邪魔することができれば今後そのような対応をしてまいりたいと思っております。

また、パンフレットにつきましても、昨年事故直後、ポスター、パンフレットございました。そのときに全戸配布というような措置はいたしておりませんが、現地調査等をしまして、その状況も踏まえながらパンフレットの全戸配布ということにつきましては検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○大串武次議員

ぜひ事故があつてからでは遅いわけでございまして、全て先へ先へというふうな形で未然防止ができるような対策をお願いを申し上げまして、私の一般質問、ちょっと時間早いわけでございますけど、終わらせていただきたいと思います。

○白武 悟議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時15分 休憩

10時30分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。大串弘昭議員。

○大串弘昭議員

私、今回は3項目にわたりましたので一般質問をさせていただきます。

それでは、早速まず1項目めの少雨と、それから猛暑の影響についてということでお尋ねをいたしております。

まず、この項につきましては、佐賀県内では7月18日、梅雨明け以来、猛暑と雨不足に見舞われておりました、白石では梅雨明けから8月18日までの1箇月間、気温では平均気温より1度高い28.7度、降水量は平年比の6%で12ミリという平成6年以来の大干ばつとなっております。そこで、町内でもさまざまな被害や影響が出てるといふふうに思われます。

そこで、まず1点目に、農業用水、ため池、ダム等の貯水量と配水状況をお聞きしたいと思いますが、資料の要求をしておりましたので、まずその説明をお願いしたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

大串議員から資料請求が出ておりますので、資料の説明をいたします。

まず、嘉瀬川ダムの貯水量、配水量について御説明いたします。

嘉瀬川ダムの利水容量ですけれども5,050万立方メートルございます。平成28年8月31日現在で3,975万立方メートルの貯水量でございます。率にして78%になっております。嘉瀬川ダムからの取水量は、白石町で2,189万立方メートルとることができます。配水量は、試験通水が始まった平成24年度におきましては614万6,000立方メートル、平成25年は978万2,000立方メートル、平成26年は773万2,000立方メートル、平成27年は710万4,000立方メートル、平成28年は8月31日までですけれども1,018万6,000立方メートルとなっております。今年度8月分だけを見ても612万9,000の水が配水されております。これは6月から通水されました平成24年度の分に相当する量となっております。

続きまして、白石土地改良区が管理しておりますため池の貯水量と配水量でございます。

土地改良区におきましては、17の施設を管理されております。8月31日現在の有効貯水量の合計が708万7,200立方メートル、配水量は有明貯水池が計測できませんので、有明貯水池を除いた配水量260万1,600立方メートルとなります。現貯水量につきましては430万6,300立方メートル、率にして60.8%の貯水量があることとなります。

議員おっしゃりましたように、本年は降水量も少なく、干ばつだった平成6年と変わらないぐらいの雨量になっております。土地改良区の皆さんや配水に携わっておられる方には大変苦勞されてると思っておりますけれども、今年渇水調整を行うこともなく、現時点では水を配ることができております。本年度は特に嘉瀬川ダムからの取水の恩恵を感じられるのではないかと考えております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

今課長が申されるように、本当に管理をしていただいております皆さん方には非常に御苦勞があったというふうに思っておりますし、感謝をするところでございますけれども、ちょっと資料の中で、この土地改良区が管理するため池の貯水量のところで、非常にことしの干ばつどきに貯水量、貯水率についてまちまちな数字が上がっておりますけれども、この辺の数字が高いところと低いところか、極端にあるわけですが、この辺についてはどのような要因でしょうか。

○山口弘法農村整備課長

どうしてもため池につきましては、一旦流してしまいますと上に上げるとというのが非常に困難なことになりますので、できるだけ下さないような措置をされておっております。

当然3段あるようなため池につきましては、一番上のほうが数量的に多く、下のほうが低くなっている状況だと思われまして。

以上でございます。

○大串弘昭議員

ただいま説明いただきましたように、嘉瀬川ダムの配水量約1,000万トン、既存のため池から約260万トン、合わせまして1,260万トンが取水をされたということでございますけれども、これは平成6年の大干ばつでも対応できるというふうなことでございまして、非常にこの件につきましては感謝をいたすところでございます。

ところで、ことしでしたか、関東あたりでの異常渇水というような話題がありましたけれども、これにつきましては、前年度に雪の量が少なかったというふうなことが原因だというふうに言われておりますし、一度に大量の水を配水したことで来年度に影響が出てこないのかなというふうな心配もするわけですが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。これはもうため池等も含めてですね。

○山口弘法農村整備課長

ただいま説明の中で、嘉瀬川ダムの貯水池、量ですね、今どれぐらいたまっておる

かというようなことに対しまして78%というふうな答弁をさせていただきましたけれども、9月になりまして台風が来て若干雨が降ったんですけれども、幾分また水位が戻ってるというふうな、まあけさちょっと見たら戻ってるような状況でございました。

それで、来期までには回復できるのではないかなというふうに私の希望も含めて思っているところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

干ばつ年には大いにしているいろいろ地形上等の問題もありまして、水がなかなか行き届かないというふうなところも出てくるようなケースもあるようでございますけれども、そのようなことはことはなかったのか。

一昨年やったですかね、あの代かき時に干拓地に非常に水が行き届かなかったというお話も聞いたこともございますので、その辺のことについてお聞きしたいんですが。

○山口弘法農村整備課長

土地改良区のほうに確認をいたしましたところ、本年は干ばつ年であったけれども、水が行かなかったとか、また非常に時間がかかり過ぎたというふうな大きなトラブル発生していないというようなことで連絡を受けております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

それでは、2点目のほうの農作物への被害と、それからこれは私農作物と上げておりますけれども畜産等も含めまして、影響あるいは被害等はなかったのか、この辺についてお聞きをいたしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

先ほども議員おっしゃいましたように、少雨、猛暑でございました。これ、このための農作物についての影響ということでございます。

まず、水稻についてですが、嘉瀬川ダムからの水の多大な恩恵もあり、少雨の影響は少ないと見ております。農林水産省が8月30日に発表しました8月15日現在の生育概況ですけれども、佐賀県は平均並み、おおむね順調に生育をしているというような状況であります。

ただ、猛暑の影響といたしまして、現在登熟期、花が咲いてから四、五十日に入っているわけですけれども、ひのひかりについては高温耐性でないことから、品質の低下が若干心配なところがあるということでございます。

次に、大豆についてですが、梅雨の合間に早まきした圃場では、生育は良好で来ているようですが、梅雨明け以降に播種された圃場では梅雨明け後の干ばつの影響を受け、圃場間の生育にばらつきが見受けられます。また、花つきが悪かった圃場では、さやの形成が不完全なことにより、若干の減収が心配されるような状況です。

また、害虫に対する的期防除が徹底できていない圃場につきましては、ハスモンヨ

トウとかカメムシとかの発生も現在心配されるところでございます。
以上です。

○大串弘昭議員

ちょっとことしの七夕こしひかりの醸成報告も私聞いたことございますけども、収穫期につきまして、まあまあことしは非常に早くなったということでございまして、当初は非常によい品質で収量もあるというふうな見込みであったというふうに聞いておりましたけども、現実的には実際は非常に粒が小さかったというふうな話を聞きました。

そういうふうなことで、非常に規格外というか、幾らかそういったものが多く出たというようなことで、思うようにか品質も収量も上がってこなかったというふうなことを聞いておりましたけども、ひとつ今後ともこういった後遺症等が出てこないように、十分に推移を見守っていただきたいというふうに思っております。

そういうことで、この項は終わりにしたいと思っておりますけども、次に3点目に上げておりますところの町道の街路樹、あるいは公園等の植栽に非常に日枯れと申しますか、枯死が目立っておるようでございますけれども、そう言ったことについての現状についてお伺いしたいと思います。

○荒木安雄建設課長

まず最初に、町道について申し上げます。

町内の町道のうち、街路樹や植樹帯のある路線につきましては、1、町道築切北川線、通称万葉道路のかたふち産婦人科から県道武雄福富線の区間、2番目に、町道太原本線のJAグリーン東側から白石土地改良区先までの区間、3番目に、町道太原小島線のJA統括諸前からJR鉄道までの区間、4番目に、町道戸ケ里大和線、有明中学校から有明東小までの区間に歩車道分離のための植樹帯及び街路樹がございまして。

まず、現在までの管理状況について申し上げます。

万葉道路につきましては、整備当初、歩行者優先道路として整備された経緯もございまして、桜やツツジ等の植栽がなされております。年間の植栽管理委託を行っておりますけれども、防除、剪定等の折に、枯死枝等の処分を行っておりますけれども、台風罹災時や住民の方からの通報があった場合については、建設課の職員で撤去処分を行っております。

太原本線、太原小島線、戸ケ里大和線の3路線については、低木の植樹帯でございまして。戸ケ里大和線につきましては、シルバー人材センターへの剪定依頼や建設業組合のボランティアによる管理となっておりますが、太原本線、太原小島線については、万葉の路と同一の植栽管理委託の範囲となっておりますので、受託業者による選定を行っているところでございます。

続きまして、本年7月からの少雨、猛暑による町道植栽の枯死状況について申し上げます。

町道築切北川線、通称万葉道路におきましては、ツツジが20本ほど枯れております。また、町道太原本線でもツツジが10本ほど枯れている状況です。ほかの町道太原小島

線や町道戸ヶ里大和線は植栽の枯死はなかったようでございます。

次に、公園内の植栽について申し上げます。

建設課では、庁舎周辺の中央公園を管理しておりますが、公園内の植栽管理につきましては、年間の業務委託とシルバー人材センターの除草を併用した形で管理を行っております。

都市公園として整備され30年以上が経過しており、樹木や植栽もかなり成長しております。近年では、松くい虫等の被害による枯死した松の撤去も行いましたが、新たな植栽までは行っておりません。また、平成22年度に整備しました総合グラウンド周辺の植栽につきましては、緑の基金事業を活用いたしまして、ソメイヨシノ、シラカシ、ヤマモモ、ハナミズキ、クスノキ等の植樹を行っております。この公園の猛暑による被害は、ハナミズキが1本とシラカシが1本枯れている状況です。

今後の対策としましては、冬場までの状況を見ながら、回復しないようであれば植えかえも考えております。また、来年以降も少雨や猛暑が発生するようであれば、定期的にパトロールを行い、適正な植栽管理を行っていきたいと考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

あちらこちらにそういった枯死や日枯れがあつてるといふうなことを聞き及んでおりますけれども、実はこの万葉の路につきましては、もう既に植栽、万葉事業が始まってもう30年以上になろうかと思っておりますけれども、今までにああいうふうにもう真っ赤に枯れるというふうなことは今までなかったわけですが、ことしは特にそういったことでひどいなあというような思いをしておりますけれども、こういった、まあ木や、そういった植物については、やはりある程度は木の弱ってくる状態が大体わかってくるわけですね、葉がねじれたり、いろいろ色がしてたりと。そういうような時期に、やはりこう散水をするとかですね、そういった方法はなかったのか。

当然今更新、植えかえるというふうな話もありましたけれども、これについてはやはり当然お金にはね返ってくる問題でもございますし、この辺の対策等はできなかったのか、この辺についてお尋ねをしたいと思っておりますけれども。

○荒木安雄建設課長

植栽の散水についての御質問でございます。

現在、受託業者に植栽管理委託はお願いいたしております。防除や剪定の管理は行っておりますけれども、散水については委託の範囲に入っておらないわけでございます。

ことしの猛暑では、我々職員も植栽の枯死について見つけ切れなかったようでございます。来年から、またこのような猛暑が続くようであれば、散水については委託するのか、職員でするかはまだはっきりしておりませんが、植栽が枯れないよう、今後適正な植栽管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○大串弘昭議員

今課長答弁ございましたように、やはり今後はそういったことしの反省点と申しますか、そういったことを踏まえて、今後の対応を十分やっていただきたいというふうな思いで、この項を終わりたいと思います。

それでは、次に上げておりますところの2項目めの只江川の排水についてのお尋ねをいたします。

近年、たび重なる自然災害が発生をいたしております。先月の、4月の熊本の大地震、あるいは先月の東北、北海道の集中豪雨など、想定外の大災害が発生をいたしております。9月1日は防災の日でございましたけども、新聞等で報じられておりましたように、実はこの六角川、筑後川の降水想定の見直しがあっております。過去、最大の北部九州で記録した6時間424ミリに引き上げられたというふうなことが報じてありました。当然町内の大小の河川にも影響が出てくると思われまます。

特に、白石町の中心を流れますところの只江川の排水状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、起点、終点はどこなのか。只江川は県が直轄、直接管理をしておる直轄河川なのか、その辺のところも含めてお願いしています。

○荒木安雄建設課長

議員御質問の只江川の起点と終点について申し上げます。

御質問の二級河川只江川は、県の管理河川でございます。河川の起点は白石町大字横手大井のJR長崎本線の鉄道橋となっております。終点につきましては、有明海岸保全区域との境となります白石町大字新拓及び新明の白石樋門の上流側となっております。

以上です。

○大串弘昭議員

それでは、この只江川に年間どれぐらいの維持管理費が使われてんのか、その辺についてのお尋ねです。

○荒木安雄建設課長

只江川の年間の維持管理費用について申し上げます。

県の管理河川でございます杵藤土木事務所へ問い合わせましたところ、平成27年度における経常的経費なものにいたしましては、年1回の堤防除草に約600万円、また只江川排水機場の点検及び操作委託、運転経費、これは燃料代等でございますけれども、約720万円となっております。このほかに、堤防の補修費用として平成27年度では約1,000万円、平成28年度は約800万円の予算措置がなされております。排水機場においては、平成26年度から長寿命化計画に基づき、機械設備のオーバーホールや更新を行っておられ、平成33年度までで約5億9,000万円の費用がかかると見込まれているようです。

したがって、これらの費用を合計いたしますと、ポンプ場の整備や只江川の整

備に年間約9,000万円の維持管理費がかかっているようでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

ただいまの答弁によりますと、ほとんどが排水機場の管理費ではなかったろうかなあという思いをしておりますけれども、一般的に管理費としては1,600万円ばかりというようなことでございました。

この只江川の現状を見ておりますと、実は以前は起点のほうは六角の江越のほうだったと思います。ちょうどあそこにうまあらい川というのがございましたけれども、そこが起点になったと思いますけれども、まあ圃場整備時代ですね、圃場整備あの辺のところは水路も地沈水路と一体となって事業が進められたということで、現在ではJRの横手のほうからというふうなことを聞きましたけれども、そういった中で、上流のほうは現在でも地沈水路で対応が、要は水路ですね、用排水兼用でございまして、そういった水路になってございます。

そういうことで、本来ならば、只江川のほうに流れていく、只江川水系に流れていくべきものがどうしてもあの上流のほうはイゼキとか、あるいはセキのほうに貯水も兼ねておりますので、そういうような形態になってございます。

そういうようなことで、非常に操作等も困難をするわけでございますけれども、まあどうしても下から開けるといのがなかなか難しい、上からこう、ただこして流していくというふうなこともよくされているようでございますけれども、そういう中で、やっぱり水の流れを見ておりますという、須古川あるいは白石川のほうにそういったところの水が流れてきているのも事実だと思っております。

そういうようなことで、特に六角のほうの船津、まあ団地でございますけれども、やはり年には1回というぐらいはいつも住宅のほうにも床下浸水がするというふうなことも出てきております。また、白石川のほうでは、すぐ水田のほうに真っ白くかん水をして、非常にあの辺のかん水状態がひどいわけでございますが、その辺のところも現場のほうを把握、調査をしていただいたことがあるのか、この辺についてお尋ねをしたいと思っております。

○荒木安雄建設課長

ことしの6月22日の大雨のときでございますけれども、私も大雨のあと、町内のあらゆるところをちょっと見て回りました。それで、結果を申し上げますと、馬田交差点付近、ここは大分かん水しておりました。それと、それで、その東側にありますみなみかぜ、レストランでございますけれども、ここら辺の数件のかん水が、浸水がっているようでございます。それと、白石石油センター付近と稲富胃腸科付近、こちらが通行止め等があったところでございます。それと、議員おっしゃいます船津住宅付近もかなりの浸水がございました。それと、白石中学校付近も例年大雨降るとかん水しますので、そこら辺もかん水をしてございました。

有明のほうを見ますと、サンパーク付近もことしもつかかってございましたけれども、その西側にあります錦江団地、それから戸ヶ里の弥福寺付近もかん水をしておりまし

て、一時通行止めをした経緯がございます。

それで、議員おっしゃいますように、須古川、白石川でございますけれども、須古川には山手のほうから水が流れてくるわけでございますけれども、それで流れ切れなかった分については、またこの白石の町の中を通過して、白石川まで流入しているところでございます。

須古川排水機場、白石排水機場自体は稼働はしておりましたけれども、なかなか流入が多くて水位が下がらなかったと思っております。また、大潮であったため、潮が引きかけてから3時間後ぐらいに自然排水も行っております。

白石町内のその須古川、白石川の排水機場につきましては、容量が須古川で毎秒2.5トンの排水機が2基、それから白石川排水機場では毎秒3.5トンの排水機が2基ついでございます。これらの排水機場については、以前から要望もあっておまして、町といたしましても宅地、道路、田畑のかん水等が発生をいたしておりますので、容量の増大といいますか、排水機場の増設等を国のほうへ働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○大串弘昭議員

今る説明していただきましたけれども、実はその6月22日の集中豪雨につきましては非常に排水に苦慮されておりましたけれども、六角川の一級河川であっても、まあ干潮時、日に2回ございますけれども、樋管からの水が全然はかないというふうなことがございました。あくまで上のほうからどんどんどんテンジョウ川のほうへ流れてくるというようなことで樋管が全然流れてはいかないと、全然排水できないというふうなことがございましたし、そういうようなことを含めると、やはり只江川の、二級河川ということでございますけれども、その役割というのは非常に重要になってくると思っております。

そういうことで、2点目に入りますけれども、2点目に上げておりますところの只江川、一番末端のほうの樋門、樋管の手前のほうの遊水地がございますけれども、ここについての、非常に泥土が堆積しているというふうな状況は当然もう担当課のほうでもおわかりだと思っておりますけれども、その辺について御説明を願いたいと思っております。

○荒木安雄建設課長

白石樋門前の遊水地部分の泥土堆積によるしゅんせつの要望についての御質問でございます。

この問題につきましては、平成27年4月に地元区長様を初めとする新明地区農業者や県議さんから現地において要望が活動がなされております。杵藤土木事務所の副所長さんを初め担当職員2名、白石町からは私と課長補佐、担当係長の3名で対応を行ったところでございます。

当時の県の回答といたしましては、広大なしゅんせつで多大な予算が必要となることから、国庫補助事業の条件を満たす形での河川の閉塞率や河川の有効断面の3割以上堆積泥土量がないと実施は難しいとの返答でございました。

町といたしましても、早期に実現してもらうよう直ちに遊水地部分の堆積泥土量の測量を行い、測量結果を土木事務所へ提出し、対応をお願いした経緯がございます。その後、県からの回答といたしましては、議員御指摘のように、泥土の堆積は見られますが、遊水地の断面には余裕があり、河川流下に必要な排水断面は確保されており、現在のところ排水機場への引き込み水路周辺もポンプ運転には支障はないと判断されております。

しかしながら、白石樋門からの眺望では、泥土の上を水鳥が歩く姿などが見られ、非常に浅くなっているように感じますことから、土木事務所においても堆積泥土量の推移については経過観察を実施し、適切に管理していくとの回答をいただいております。

建設課といたしましても、状況については白石樋門や排水機場の操作員さんからの意見も聞きながら、引き続き県へ要望を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

今只江川の強制ポンプについては、これは水位が以前から見れば低い状態から流されると、排水されるというようなことを聞いております。だから、そういうような中で、上流ではもう満水のような形で流れてきても、今この泥土が遊水地に堆積しているということで、なかなかポンプ場に水が流れていかないというようなことを実はポンプを運転する人からも聞いたことがございまして、この辺については、ぜひとも現状を十分把握をしていただきたいというふうに思っておりますし、冒頭申し上げましたように、お互いに町内の河川の排水能力を最大限にひとつ引き出していただきまして、ひとつ六角川なり、あるいは有明海のほうにふだん通りに水がスムーズに排水できるようにぜひとも対策を講じていただきたいということで、この項を終わりたいと思います。

それでは、3項目めに上げておりますところの土地利用計画の拘束力と実効性についてということでのお尋ねでございます。

まず、町長にお尋ねをいたします。

1点目に上げておりますところの国土利用計画を策定をされる、その意義について、この事業にかける意気込み等についてのお尋ねをしたいと思っております。

○田島健一町長

大串議員からは、今年度現在国土利用計画を策定しているところでございますけれども、その策定の意義であるとか、また決意のほどをという御質問でございます。

国土利用計画につきましては、まあ皆さん御承知のとおり、国土利用に関する各種計画の指針となるものでございまして、農地転用の申請事務や都市計画マスタープランの見直しの参考になるなど、町内全体での土地利用の考え方を示すものでございます。

そういったことから、新町のまちづくり計画において、合併後に策定するというこ

とになっておりましたが、これまでたびたび議論をされてきたものの、策定には至ってないという経緯がございます。

そういった中において、昨年、一昨年、第2次の総合計画を策定をさせていただいたところがございますけれども、本来はそれとリンクするという形になるべきであったんでしょうけれども、ちょっとそれが一緒にできなかったということで、総合計画のほうを先行させていただいたところがございます。

しかしながら、社会情勢、相当変わってございます。先ほど申しましたように、合併時につくっておかなければいけなかったというのがもう十数年おくれてるわけでございますので、やはりこれをきちっとしてものを策定していかないといけないということで、遅きに失しているわけがございますけれども現在その取り組みをさせていただいているところでございます。

これについては、とにかく大人の考えばかりじゃなくて、今後10年間ぐらいを見通すわけがございますので、これについては中学生といった子供たちといったら語弊ありますけれども、この中学生にも参画していただいて、いろんな意見を賜っていくと、いこうというところでございます。

これも私はいずれの計画であっても役所であるとか一部の人たちで策定ということじゃなくて、町民皆さんで議論をしながらつくっていこうということでございまして、私も今回の策定の過程においては参加をさせていただいたところがございます。

いずれにしても、現在白石町、住んでいらっしゃる方も、あとで大きくなってくる町民の皆さん方にも、ああいものができとったねと言われるような国土利用計画をつくってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

それでは、ひとつ担当課のほうにお尋ねいたしますけれども、実はここにしろいしの未来を描こう会というふうなチラシを持っておりますけれども、これについては私も実はこの描こう会のほうに参加をさせていただきましたけれども、ここにしろいしの未来を語ろう会の中で、この未来というのをどのようなところまで未来と考えておられるのか、これは未来というのはずっとこう先もありますし、近い将来の未来もあるわけでございますけど、この辺のところをやはり未来も未来で近い未来をお願いをするわけですが、その辺の考えと、今町長が答弁をされましたけれども、これについては本当に本来ならばこの本計画につきましては、平成18年のこの新町、新町まちづくりのも上げてありましたし、また平成20年の1次の総合計画、あるいは平成27年の2次の総合計画の中にも、冒頭のほうにはっきりと生活基盤の充実というふうな項目で明記をされております。

その辺のところから考えますと、やはりもっと早く着手すべきではなかったのかなあというような思いをするわけですが、町長の答弁でも大体わかりましたけれども、担当課のほうのお考えもお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

今回は10年後の白石町の未来を描くというスタンスで会議、カフェテラスを設けております。また、議員おっしゃるとおりに、早く着手すべきではなかったかという御指摘でございますが、先ほど町長申し上げましたが、26年度の総合計画を策定する際に国土利用計画を盛り込むことも検討いたしましたけども、1年間という短い策定機関の中で総合計画と国土利用計画の両方策定には非常に十分な時間がないというふうなところで26年見送ったところでございます。

おくれておりますが、今年度町内の小学校区単位で7月終わりから8月にかけて開催をさせていただいております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

それでは、2点目に、この土地利用計画の策定のために町民の皆さん方の意見集約のために各小学校区で、このワークショップが開催をされましたけども、約450名の方が参加をされたということ聞いておりますが、やはり今話ありましたように、この中には学生や生徒の皆さんを含めた、非常に若い人たちの参加もあったようでございますが、これは本当にこの白石町の将来を大いに期待をされている人たちの集まりであったようなことだと思っておりますが、その辺についてを、やっぱりその期待を裏切らないように本当に丁寧に答えなくてはいけないと、いかなければならないというような思いでございますけども、その辺のところの御見解を尋ねておきたいと思っております。

○井崎直樹企画財政課長

今回450名の参加をいただいております。その参加年代構成ですが、年代につきましては本人さんが受け付け時に御自分の年齢を書いていただくというやり方で、そのまま分析をいたしまして、10代、450人のうち88人、19.56%、20代、26人、5.78%という参加構成になっております。

今8小学校区でできましたそれぞれこのワールドカフェ方式で意見を言っていたのを今集約中でございます。今後またこの意見集約した後、審議会あるいはそういった内容についての検討を十分尊重しながら進めていくべきだと考えております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

それでは、今ちょっと町長の答弁の中にでもお話が出てまいりましたけども、いわゆるその農業振興地域とか、あるいは都市計画法とか、また過疎地域対策緊急措置法ですかね、そういったもの等がいろいろ町のほうには縛りとか、あるいは規則があると思っておりますけども、その辺の規則といいますか、その辺のところは幾らぐらいあるのか、その辺をお尋ねをしたいと思っております。

○井崎直樹企画財政課長

この国土利用計画と申しますのは、あくまで指針、方針をつくるマスタープランということになります。その下のほうにあります、下のほうといいますか、国土利用計

画の実効性のあるものとしましては、都市計画、それから農振というようなものがあります。

そういった過疎につきましては、あくまで過疎は制限というよりも人口減少に基づくもので国からの指定ということで、それに基づきます振興策を計画し、過疎事業計画を実施しているといったことになっております。

以上でございます。

○大串弘昭議員

そういった事業を実施していく場合に、今言われましたこれらの法や制度ですね、この辺のところの調整とかすり合わせが非常に重要ではないかと思いますが、この辺についての御見解はどのようにお考えでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

国土利用計画の策定につきましては、国土利用計画法第8条第3項でございます。先ほど申し上げますように、この国土利用計画は指針、方針、マスタープランという性質を持っております。その後、都市計画、それから森林地に関する森林法、それから自然公園法とかさまざまそういった、今度はこれに規制をかける、実効性といえますか、そういったものがございます。

この国土利用計画につきましては、今回小学校区回りましてさまざまな意見をいただいております。3点、農業をどうするかとか、公共施設をどう考えるかとか、住宅地をどう考えるかといったようなところを地図に落としさせていただくと、そういった考えの取りまとめのために住民の方々の意見を、お考えを聞くということをつくっていくものでございます。

○大串弘昭議員

やはり住民の方はそういったゾーンとかプランとか、そういったものが現実的になっていってほしいというような思いだと思います。

ただ、指針、プランを立てただけで、これが実際に現場のほうにおいていけないというようなことであっては、本当にただ絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかなというふうな心配をするわけでございますけども、そういったことで、ちょっと私のほうはこの辺の近隣の町のほうをちょっと眺めてみてみますと、まず江北町あるいは旧三日月とか、あるいは旧久保田町におきましては非常に宅地化が進んでおりますね。これについては、当然圃場整備地区でもあったろうし、鉱害復旧でされた優良な農地でもあったろうかと思いますが、この辺のところはどういうふうなプロセスと申しますか、手順を踏んで今の現在に至っているのか、その辺のところを研究をされたことがあるのか、そこを聞きたいと思いますがどうでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

議員おっしゃいます、ほかの市町村についてのちょっと把握は認識不足の点がございます。

ただ、今回のこの国土利用計画につきましては、町のメリットといたしますか、というのは、関係部局間での土地利用に対する考え方の統一を図ることができる。ほか、国、県に係る事業の要望、要請などを行うときの根拠として利用できるということについて、土地利用計画の策定を進めていくというふうなことで進めております。

また、都市計画につきましては、また別所管の建設課になりますけれども、ある程度町の方針の考え方の統一を今回図りたいといったことをつくっていくという考えでございます。

○大串弘昭議員

今ちょっと私のほうも、この頭のほうに、ここに上げておりますけれども、直接的に土地利用を規制するものではないというふうな表現も書かれておりますが、担当課としては、やはりもっと積極的にと申しますか、この事業を打ち出すところとしては、この辺のところの周辺の状況等もやはり十分に事前に調査研究をして、このことは事前にわかっているのが普通じゃないかなというふうな思いもするわけですが、そういったところの、私が思うのは、熱意と申しますか、事業実現に向けた意気込みというものが少しつながってこないような感じもするわけですが、もっと实际的にこの白石のほうに夢をというか、未来を描くというふうなことであれば、現実的などころでひとつ考えてもらってもいいんじゃないかなというふうな思いもするわけですが、その辺のところのお考えはいかがでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

この国土利用計画につきましては、国土利用計画法というものに基づいての作成でございます。国土利用計画の意義といたしましては、国土利用計画は土地の利用に関する行政上の指針となる総合的かつ長期的な計画です。役割といたしましては、先ほども申しましたが、国土利用計画は土地の利用に関する行政上の諸計画の基本となるとともに、民間の諸活動に指針を与えるマスタープラン、方向性ですね、であり、直接に開発事業の実施を図る性格のものではなく、また直接に土地を規制するものではないというのがこの法の趣旨でございます。これに基づきまして、本町の国土利用計画を作成しているものでございます。

以上です。

○大串弘昭議員

この国土利用計画が今後白石町の、やはり救世主になるような企画であってほしいと思うわけです。

今、白石町は非常に他町より早く少子・高齢化、人口減少が進んでるんじゃないかなというふうな思いがしておりますけれども、本当に私はこの国土利用計画こそが白石町の未来を切り開くと、そういうふうな思いをしておるわけでございますし、今ここに若い人たち、非常に参加をされてるという現状を見ておりますと、やはり若い人たちの夢とか希望とか、そういったものをやはり壊すことのないように実現に向けてこの事業に対して邁進をしてほしいと、こういうような思いでございます。

少し時間を余しましたが、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうも。

○白武 悟議長

これで大串弘昭議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時25分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

議長の許可を得ましたので、質問に移ります。

私は、公共施設の環境について、特に学校と庁舎の問題についてお伺いをしたいと思います。

最初に、学校の教育環境のことについてお伺いをいたします。

小・中学校の施設整備についてお伺いをいたします。

毎年少ない予算の中から少しでも子供たちの学習がしやすいようにということで学校の整備がなされております。将来ですね、考えなくてはいけない統廃合のことを視野に入れて整備をされているのか、まずそこら辺をお伺いをいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

御質問の小・中学校の施設整備につきましては、毎年総合計画、財政計画に基づき、校舎や体育館の外壁、防水工事等を行っております。また、年度内に生じた緊急を要します工事、修繕につきましても、学校側から要請があった場合には危険性、また緊急性を確認しまして、予算の範囲内で対応を行っているところでございます。

また、小・中学校施設の老朽化、危険性を把握するために、小・中学校の校長及び事務職員、教頭会の代表、教育委員会の教育長及び事務職員で構成します白石町立小・中学校事務共同実施協議会と企画財政課職員との合同で毎年全小・中学校を視察し、老朽化、危険性のある箇所を確認をいたしております。

この視察をすることで、自分の学校の状況だけではなく、他の学校の状況を把握することができるようになっております。これにより、工事修繕の優先順位を決め、当該年度もしくは翌年度以降に効率よく計画的に工事等を執行できるようにいたしております。

学校施設につきましては、建てられてから何十年も経過をいたしまして老朽化しているところもあるのが現状でございます。教育委員会といたしましても、老朽化、また危険性があると認められることにつきまして、できる限り対応をいたしておるところでございます。

しかしながら、全11校ございます施設の老朽化、または危険性があるところを全て

工事等をしていくことは、予算の関係もあり厳しい状況にございまして、そういう意味では小・中学校にも我慢をしていただいているところもあると思っております。

今後も、先ほど申しあげました共同実施による視察等を実施いたしまして、危険箇所を把握し、計画的に対応していきたいと考えております。

なお、将来考えなくてはならない統廃合の考えを視野に入れて考えているのかという御質問でございしますが、現時点では、統廃合によります学校再編が今後どのように進んでいくかわからない状況でございしますので、校舎の建てかえと大規模改修工事等ではなく、先ほど申しあげましたとおり、危険性、緊急性を優先し、対応いたしております。今年度は現在須古小学校におきまして、外壁の劣化部分の補修、屋上等の防水改修及び照明器具の変更等の工事を施工いたしております。

今後、統廃合の議論がなされ計画をされていく際には、それに伴う学校施設の整備を総合計画、財政計画等に盛り込み、検討していくことになるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

さっきの答弁にこれからの統廃合のことは考えてないということなんですが、最終的に、白石地域で申しますと4校でございます。学校を建てかえるときに統廃合の話をするのか、統廃合があつて学校をどうするのかという話にするのか、その点はどのような形で考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○北村喜久次教育長

町内の小・中学校の統廃合についてどういうふうにか考えるかということをお尋ねいただきました。

今後、町内の小学校8校、中学校3校ですね、この統廃合をどうするかにつきましては、総合計画の中でも本年度がそのスタートの年というふうになってると思っております。このことについては、教育委員会だけではなくて、広く町民の方に意見をお尋ねして策定していくものかと思っております。

本年度から、御承知のように、全ての学校でコミュニティ・スクールを実施しております。申すまでもなく、地域、家庭、学校がともに協力して子供たちを教育、ともに育むというふうに持っていき、そして自分の子供を学校と一緒に育てていくという当事者意識をしっかりと持っていただきたい。無関心じゃなくて、しっかりと子育てに関心を持っていただきたいというようなことを進めていっております。

そういった中で、地域の中の学校という教育の一番の基盤を確かなものにして、今後さらにどういうふうな方向に持っていったほうが本町の教育としていいのかということをお尋ねの方に考えてもらおうと思っております。

今年度としましては、それぞれの学校に学校運営協議会がございしますので、ぜひ本年度の学校運営協議会の中で、今後我が校をどういうふうにするのかということもぜひ議論をしていただきたいと考えております。

もちろんこのことはもうおわかりですけど、教育の領域だけでなく財政も絡ん

できます。人口減の中で財政もどんどんどんどん厳しくなります。ほかにもいろんな懸案事項がありますので、そういった総合的に考えて、今後の町内の学校をどういうふうにしたほうが町内の子供たちにとってよりよい方向に行くのかということを検討を始めてまいりたいと思っているところです。

以上です。

○溝上良夫議員

少子化が進む中、どうしても避けられない時期が来ると思います。そのときには真剣に考えていかなくちゃいけないというふうに思います。

1つですね、突っ込んだ質問をすると、私が気になってるのは各小学校にあるプールですね。白石中学校のプールなんか特に危険な状況ではないかなというふうに思いますけども、そうしたプールの今後の活用状況で、今後の計画。私個人としては有明の爽明館を使った事業ができないかなというふうに考えた時期もあります。マイクロバスを利用したそういう爽明館の使用ができないかなというふうな、皆さんも同じようなこと考えられてると思いますけども。

そこで、文部科学省の指導で夏のシーズン、どれだけの時間、プールの時間をとらなくちゃいけないのか、決まっているのか、まずそこら辺をお伺いをいたします。

○石橋佳樹主任指導主事

ただいまの質問は、教育課程の中で水泳の時間をどのようにということですね。小学校におきましては、各学年13時間程度の指導時間を確保するということになっております。中学校につきましては、それぞれ種目の選択がございまして、水泳を必要に応じて選択をしていくというふうな形になっております。時間数については、柔軟に取り扱って各学校で行っているという現状がございまして。

詳しい数については、ちょっとそれぞれの学校でどのように行っているのかは、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べて、回答をするようにしたいと思います。

以上です。

○溝上良夫議員

もう一度お伺いし直しますけども、老朽化をしていると思います。毎年何らかの形で循環器の修理だとかそういうことが上がってきているようでございますけども、まず今の答弁で、中学校は選択でいいわけですか。選択でよければ、中学生はプールの授業を望むのか疑問に思うところがあるんですが、小学校で13時間とらなくちゃいけないということなんですが、13時間でプールの時間、たまたま雨とかどうしてもできないというふうなときには13時間とれるのかどうかですね、年間13時間とれるのかどうか。そのことについてと、先ほど一番最初に質問した老朽化した設備をどうしていくのかですね、あわせて答弁をもう一回お願いをいたします。

○石橋佳樹主任指導主事

私のほうから、その時間の確保という点について答弁させていただきます。

当然プールというのは屋外の授業になりますので、梅雨の時期、まあ大変気候が影響します。それですね、その日の状況に応じてプールが使用できるかどうかを各学校で判断して、授業は行われております。

ですので、異常に梅雨どきなどで気温が低かったり、水温が低かったりした場合、あるいはちょっと水質に問題とかが生じた場合などはちょっと予定していた水泳の学習は行わないというふうな状況もやっぱり数多くあると思います。

ただ、現状としては6月上旬から中旬にかけて水泳の学習は始まりますので、時期的な猶予はかなりあるとこちらのほうでは認識しております。

また、今年度のように、ちょっと長雨でなかなか7月の授業確保などができなかった場合などの措置については、本町では土曜日等の活用ということで、夏季休業中にも稼業日ということで登校日を設けております。

そういった日を利用して、各学校で実情に応じて足りない時間の補充時指導に充てたり、あるいは夏休み期間中に保護者参観を兼ねた、例えば水泳大会のような催しを行ったりして水泳学習が活性化するような工夫を各校区、各学校で工夫をしながら行っている現状があるかと思えます。

以上です。

○松尾裕哉学校教育課長

議員御指摘のとおり、どの学校のプールにつきましても老朽化が進んでいる状況でございます。ここ数年、循環ろ過装置等の故障が多く発生しておりまして、ポンプの取りかえや各種部品の修繕、交換等を行っている状況でございます。

先ほど申しました小・中学校事務共同実施協議会によりまして、今年度視察をいたしました。その際につきましても、4学校ほどからプールサイドの補修、また飛び込み台等の撤去等の要望があっております。また、今御指摘がありました白石中学校のプールにつきましても、もう大規模な改修が必要な状況でもあるというような学校からの申し出もあっております。

それで、これから児童・生徒が安心してプールで使えるようにということで、まず優先度というのを考えまして対応していかなければならないということがございます。また、議員おっしゃいましたとおり、例えば中学生は爽明館のプールを使うような計画ができないかというようなこともあわせて検討していくようなことに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

プールの件に関しては、まあ大体わかりましたけども、今夏休みもプールに泳ぎに行くのも何か少ないような気がします。根本的なプールの使用を考えなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

もう一つ気になっているのが、福富の小学校ですかね、プールは借地をしていると、借地にプールが建っていると、それはちょっと気になるんですが、その対策について考

えられたことはありますか。そのことについてお伺いいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

私も今年度4月から学校教育にまいりまして、福富小学校のプールにつきましては個人の借地でございます、そこに借地使用料をお支払いをしているという状況でございます、そのこのこれまでの経過等につきまして、まだ私が把握をいたしておりませんので、今後はどのようなこととしてうちは対処したらいいのかについてこれから検討していきたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

次の項目に移ります。

学校内における熱中症の対策についてお伺いをいたします。

ことしの夏は特に暑い夏が続いたんですが、夏休み以前に生徒の中、小・中学生の生徒の中で熱中症の症状があったのかどうか、まずそれをお伺いをいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

熱中症対策につきましては、各小・中学校に対しまして、活動前の適切な水分補給、それから必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境、活動中や終了後にも適宜水分補給を行うことなど、熱中症事故の防止のために適切な措置を講じるよう周知をいたしておるところでございます。

各学校でもそれぞれ緑のカーテンや遮光ネット等を設置をされまして対策をとられておられるところや、エアコンの設置をしてある図書室等へ移動するなどして独自の対策をとっていただいております。

議員御質問の夏休み以前に熱中症の症状があった生徒はということでございますが、夏休み以前というデータはございませんが、7月から8月末にかけての熱中症の症状について答弁をさせていただきます。

保健室を利用した児童・生徒数につきましては、小学生36人、中学校で58人でございます。また、同じ症状によりまして医療機関を利用した児童・生徒数は小学校7人、中学校33人でございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この数字を初めて聞いて意外と多過ぎるなというふうに思いますけども、その対策として、製氷機あるいは水を保管する冷凍庫、また熱中症にいいと言われるドリンクの整備、それと一番肝心なところで熱中症の対処の仕方ですね。マニュアル化をしているのか、そういう熱中症に対する対処の仕方の講習会、そういうものがあったのかどうか、その2点についてお伺いをいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、製氷機や冷蔵庫の配備、また熱中症によいと言われるドリンクの準備という御質問でございますが、製氷機につきましては有明中学校に配備をされております。また、冷蔵庫につきましては、全小・中学校に配備をされております。また、熱中症によいと言われる経口補水液等のドリンクでございますが、これも全小・中学校に準備をされております。このほかに、生徒自身にスポーツドリンクの持参を勧めたり、また部活動においては顧問が麦茶やスポーツドリンクを用意するなど御準備をされております。

また、熱中症の対処の仕方、マニュアル化という御質問でございますが、熱中症の対処の仕方につきましては、毎年文部科学省からの熱中症の防止についての通知や佐賀県健康増進課の熱中症に対する意識の向上と発生予防策の徹底についての通知を参考にしまして、各学校で予防策が講じられております。

その中には、職員向けのマニュアルを作成をされているところや熱中症のフローチャートを作成して熱中症の症状が出た場合の流れについて定められているところもございます。

また、各学校の養護教諭は、佐賀県教育センター、杵島武雄地区学校保健会、杵島郡養護教諭部会開催の研修会に参加をされておまして、熱中症の知識、予防の研修や熱中症の患者が出た場合の応急処置等をシミュレーション講習も受講されておられます。このほかに、白石消防署と連携をしまして、集団で熱中症患者が出た場合を想定した訓練や生徒を対象にした熱中症に関する保健指導をされている学校もございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

1つ聞き忘れたんですが、熱中症の症状が出た生徒は、多分体育の授業の後なのか、授業中でぐあいが悪かったのか、そのことについては調べができているのか。外の体育の授業でぐあいが悪くなったのがほとんどだったと思います。そのことについてひとつ手短かに答弁をお願いします。

○松尾裕哉学校教育課長

状況につきましては、いわゆる体育の授業の後とか昼休みの軽い運動の後等に保健室へ行っているような状況でございます。

ある中学校で発生しましたのにつきましては、水泳の授業の後にちょっとぐあいが悪くなって病院へ受診されたという例もございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

外の暑いところから帰ってきて、去年から扇風機をつけてもらってるんですが、扇風機の効果、ないとは言えないと思います。

ただ、私も20年前から扇風機の要望は言ったことがあるんですが、そのときには扇風機はぜいたく品であると、それとプリントが飛ぶからと、そういうふうな理由で断

られた経緯もあります。

ただ、10年ぐらい前から、私、皆さんも思ってることなんですが、エアコンですね、エアコンの整備をそろそろ本格的に考えなくてはいけない時代、時代ですね、時代じゃないかなど。

子供たちはもう小さなときから、生まれたときからもうエアコンの中で育っております。そういう子供たちを、暑いところで授業をさせるのもそれは一つの教育かもしれませんが、昔のですね。そういう時代じゃないと思います。

そういうことで、近隣のエアコンの設置状況、調べられると思いますし、去年はたしか鹿島のほうで設置がなされてると思いますけども、そこら辺の状況をひとつ手短にお知らせをお願いいたします。

○松尾裕哉学校教育課長

近隣のエアコンの設置状況につきまして答弁をさせていただきます。

まず、武雄市でございますが、これは調査は28年5月末ということでお願いしたいと思っております。武雄市につきましては、中学校の全教室に設置ということで、小学校の設置は未定ということでございます。鹿島市につきましては、中学校の全教室及び特別支援教室に設置されまして、小学校は今後設置予定でございます。嬉野市につきましては、小・中学校全教室に設置でございます。江北町も同じく、全教室に設置でございます。大町町につきましては、多目的教室のみに設置でございますが、今後全教室に設置予定でございます。最後に、太良町でございますが、中学校の全教室に設置され、今年度小学校の全教室に設置予定ということでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

近隣市町村、大分設置がなされとると思っております。教育長にお伺いしますけども、最低中学3年ですね、受験の時期の生徒をまず手始めに、エアコンの整備をしてはどうかというふうに考えますが、教育長の考えはどうでしょうか。

○北村喜久次教育長

学校における熱中症対策につきましては、前回の議会でも申し上げましたけれども、先ほども出ましたが、26年度に扇風機を設置をしていただきました。学校では、この扇風機と、それから既に図書室とか視聴覚室とか多目的室とか、そういったところにエアコンが入っておりますので、そういったところをローテーションで利用して、本年度の暑さを何とか乗り切っていただいたようです。

しかし、ことしのように連日の猛暑で教室内が30度以上の高温になることがずっと続くというような状況で扇風機を回しますと、やっぱり熱風が循環するだけで、かえてこのことで健康を害するということで逆効果だというようなこともあるようです。

このような状況で授業を受けることはやっぱり集中力も低下しますし、学習効果もどうかという状況ですし、あるいはノートや鉛筆等が汗でぬれるというようなこともあって学習環境としては十分でないと思っております。

このように子供たちや先生方の健康状態、また学習環境の悪化を考えれば、小・中学校へのエアコンの設置については必要な時期ではないかなというふうに考えます。

教育委員会としましても、設置の費用及び維持管理費等ですね、財政面を考慮して、今後学校とも協議をしながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

学校のエアコンの設置については、まあ設置をされたら多分夏休みを短くして授業の時間をふやせるという、そういう利点も多々あると思います。ぜひそうことで前向きに検討をお願いをいたします。

それでは次に、2番目についてですけれども、役場庁舎内の環境についてお伺いをいたします。

梅雨明けから連日のように熱中症の警報が出されていましてことしなんですけれども、正直庁舎の温度管理は十分だとは思われません。エアコンの設置温度が28度という設定温度がありますけれども、まず28度の根拠ですね、それを御存じなのかお伺いをいたします。

○井崎直樹企画財政課長

今お尋ねの28度の設定ですが、環境省が行っている環境対策の一環として、企業や自治体で28度以上の室内に対応できる軽装、服装を着用するクールビズが推奨されてまいっております。

しかしながら、今年度異常に暑いということで、日中の外気温が高かったため、室温を27度、会議室を25度から26度に設定して対応はいたしたつもりでございますが、議員おっしゃるとおり、8月1日から8月24日まで非常に暑く、35度を平均超えるといった日が続きまして、庁舎内の温度が異常に上がっているというのも事実でございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

クールビズが平成17年に始まりまして、28度に設定した、された理由を私なりに調べたんですが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令、また労働安全衛生法、事務衛生基準規則のほうで定められた範囲の室温ですね、室温の範囲が17度から28度であるということで、その上限となる28度というのがエアコンの最大省エネにつながる設定温度だということなんですけれども、もちろん設定温度を1度下げたら約13%近くの電気代がかかるのももちろんわかります。

ただ、室温が28度以下に保たれているのかどうか問題だと思います。設定はもちろん27度にされたかもしれませんが、それによって、28度まで、27度まで下がったのか。場所によって、まず南側と北側、場所によって違うふうに考えますけれども、その対策はなされたのかどうかお伺いをいたします。

○井崎直樹企画財政課長

庁舎の空調設備につきましては、1階、2階の南側3カ所、北側1カ所にサーモセンサーが設置されており、設定温度とサーモセンサーの温度により、流量調整を行うようシステム化されております。

夏期においては、夏場ですね、夏場は当然南側の室温が高いため、設定温度よりも温度差も大きいこともございます。南側に多く吹き出し、調整されている状況でございます。また、1階南側には直射日光を遮るようよしずを設置したりして対応しております。一応機械で管理してるという状況でございます。

○溝上良夫議員

今よしずの話がありましたけども、2階、3階にはどういう対処の仕方が考えられたのか。全然考えられなかったのか。

私も3階のほうで議会事務局の隣の部屋ですね、図書室って一般に言ってますけど、そこで監査の仕事をすることがあります。南側に座ると、とても暑くて仕事にならない。私個人的に暑がりなのかもしれませんが、そういうことを考えると、安く上げるのは、もちろんよしずの効果はあると思います。2階、3階にどういうふうな形で、遮光シートなりですね、遮光ネット、そういうものを考えられなかったのか、そのことについてお伺いをいたします。

○井崎直樹企画財政課長

2階、3階につきましては、ブラインドを下げるといった対応をお願いしているところです。

1階につきましては、なかなかブラインドを下げますと役場が休みというふうな誤解を受ける場合もございますので、なかなかブラインドは下げにくいということでよしずの設置をいたしております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ブラインドでは窓の温度を下げることはできないと思います。窓ガラスに当たる温度を下げることはできないと思います。それよりも、やっぱり遮光シートなりを当然するのがお金がかからない方法だと思いますけども、それは遮光シートを設置するのはそんなお金がかからないと思いますけども、そのことについて再度お伺いをいたします。

○井崎直樹企画財政課長

本年度、まだ遮光シートの設置は検討しておりませんでした。最近、近年ですね、異常に高い夏の温度になっております。かつては30度を超える暑い日という言い方が、今はもう35度を超えるということになりますので、遮光シート等についても検討しながら設置していくべきものは設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

庁舎の温度管理については、個人的になんですが、長い間文句を言ってきたんですが、まず空気を循環させるために扇風機を動かさなきゃいけないかというふうなことを聞いたときに、前の財政課長か忘れちゃったけども、電気を使うからということで断られました。それでは、パソコンのUSBの電源からとる小さな扇風機を個人的に使うことはできないかと言ったときにも、それも断られました。

ただ、今見てるとUSBの扇風機は個人的に使用されてる方がいらっしゃったので、まあ私は勧めました、ぜひ使ってくださいということですね。町民に十分なサービスをするためには、まず庁舎の環境をよくする必要があると思います。

そういうことで、空気の循環ですね、まずそれを考えられたことがあると思いますので、その方法についてお伺いいたします。

○井崎直樹企画財政課長

この庁舎をつくりまして、時には扇風機等を置かないといった方針でございましたが、余りの暑さで、本年度実は今送風機、サーキュレーターと申しますか、風を送る機械でございまして、3台入れまして、各課で何台必要なのか、どこまで風が届くのか、また音はうるさくないのか、事務に支障のある音がすると電話がとりにくいということもございまして、そういう送風機、サーキュレーターの導入を今検討を実証のため、各課に順番で回して、必要台数等の調査を行っているところでございます。

来年度に向けて、風を循環させると非常に体感温度が下がるという感想を聞いております。27度を設定していても風が当たりますと体感温度は下がるといったことも報告を受けておりますので、来年度に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

予算もかかると思います。先ほど途中まで申し上げましたけども、住民サービスをするためには仕事の環境大事だと思います。町民の皆さんにも理解してもらえる部分の予算で、最小限の予算で最大の効果を発揮するような形で、ぜひ検討をしてもらいたいと思います。

役場のつくり上、私はまだまだ改善の余地があるというふうに思っております。町民の皆さんも、きょうは涼しか、庁舎に行って悩み事でも聞いてもらおうかというふうな庁舎にするのが理想だというふうに思います。町長、その点、最後にいかがでしょうか、感想をお願いいたします。

○田島健一町長

溝上議員からは役場の執務室内での環境についての御質問をいただいたところでございます。本当にことしの夏は35度前後までということで相当暑い日が続きまして、室内においても冷房を入れといても暑い暑いというような状況でございました。ましてや、南側と北側ではやっぱり温度差が違っていたわけでございますけれども、これ

はやっぱり冷房というのが上の天井から冷気がずっと落ちてくるわけでございますけれども、落ちてくるだけではやはり室内は冷え切らない。そこら辺はやっぱり空気を循環させるというか、風を送ってやらんとやはり冷めないというんですかね、そういうことになろうかというふうに思います。

実は、私も自宅にエアコンはつけておりますけれども、やはりエアコンだけでは、ぐっと下げればいいんでしょうけれども、なかなか下がらないというときには、扇風機と合わせわざを使えば2度ぐらいやっぱり違う、私は体感をいたしております。

そういうことからして、先ほど課長答弁いろいろありました。送風機、サーキュレーターの話をしていただきました。もうことし一応試験をやったわけでございますけれども、大分効果がありそうでございますので、来年はそういったことでサーキュレーターも設置をしていきたいというふうに思います。

これは、先ほど議員言われたとおり、役場職員だけのものじゃなくて、やはり役場に来ていただく町民の方におかれましても、会議室や手続等に来られたときも、おお役場は涼しかねって、余り極端なことじゃなくて、快適なところで執務をされてる、快適なところで会議が開かれてるということをあらわさんといかんかなというふうに思います。

その中においては、やはり費用がかさむようなことじゃなくて、最少費用で効果が発するようなことも検討をしてみたいと思います。

先ほどサーキュレーター以外にもまたいい案があるかもわかりませんので、そこら辺も踏まえて検討をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○溝上良夫議員

まだまだ残暑が続くと思います。お互い、私たち議員も執行部職員の方々も体に気をつけて町民のために仕事をされることをお願いして質問を終わります。

○石橋佳樹主任指導主事

申しわけございません。先ほど学校教育課のほうに質問いただきました町内3中学校の水泳指導の時間数がわかりましたので、最後にお伝えしておきます。

町内3中学校においては、先ほど選択制と申しましたけれども、どの中学校もそれぞれ8時間から10時間の範囲内で水泳指導が行われております。失礼しました。

○白武 悟議長

これで溝上良夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

13時55分 休憩

14時10分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。秀島和善議員。

○秀島和善議員

まず第1点目に、介護施設入所者の食費、部屋代の大幅な負担増の中止を求めてまいりたいと思います。

この8月1日から遺族年金、障害年金の対象者の食費、居住費が大幅に値上げされました。町内の方で何人の方がその対象になっているのか、また杵藤広域圏内で何人が対象になっているのか、このことについては最初に担当課長にお尋ねしたいと思います。

そして、その負担増は、年金額に対して耐えがたいもので、残酷なものであります。私の身近な知人の場合、食費が390円から650円、一月にすると2万8,400円になります。部屋代が1日420円から820円になり、一月にすると1万2,000円、何と合わせると4万400円と大幅な増額となります。その方の障害者年金額は一月に8万円です。負担増は年金額の半分以上を超えます。施設にとどまることすらできない状態になっています。町長は、こういう事態に対して直ちに現状を打開するために国、県に対して改めるように求めていただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

最初に、担当課長より先ほど冒頭申し上げた人数について、あわせて担当課長より説明資料が出ておりますので、その資料の説明も同時にしていただきたいと思います。

○矢川又弘長寿社会課長

今議員のほうから施設利用者の食費、部屋代の大幅な値上げということでお話をいただきましたけれど、今回の28年8月の見直しによりまして利用負担額が変更となられた方は白石町で49人、杵藤介護保険事務所管内では268人となっております。

介護保険3施設ありますけれども、まず介護老人福祉施設、町内では桜の園、歌垣之園が当たります。介護老人保健施設、これは町内清涼荘と白い石になります。それと、介護療養型医療施設、高島病院と有島病院です。

ショートステイを利用される方が食費代、部屋代につきましては、原則御本人の負担ということになっております。今回、本日お配りしましたこの表により少し説明をさせていただきます。

この表は、施設サービス利用時の居住費及び食費の負担限度額をあらわした表であります。今回、お話しいただきました方が介護老人福祉施設に入居されているのではないかなと推察をいたしております。その介護老人保健施設を利用した場合、利用された場合ですね、基準の費用額と申しますのが黄色で囲っておりますけれども、居住費は1日当たり1,150円、食費は1,380円となっております。

ただ、所得の少ない方には一定の収入要件により負担が軽減されておまして、ことし8月からでありますけれども、変更が行われております。緑色で着色しております第1段階の方、住民税非課税世帯で老齢年金受給者、生活保護受給者の方は第1段階で基準費用額のおおよそ2割5分負担の部屋代320円、食費300円、青色で着色をしております第2段階、住民税非課税世帯で本人の合計所得金額、課税年金収入額、赤色で書いておりますけれども、これが新たに加わった部分です。非課税年金収入額の合計

額が年80万円以下の方が基準費用額のおおよそ3割負担の部屋代420円、食費390円です。グレーで着色をいたしております第3段階、住民税非課税世帯で本人の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円を超えられる方は基準費用額のおおよそ5割負担の部屋代820円、食費650円となっております。先ほどお話をいただきましたように、知人の方はこの非課税年金収入額が28年8月から加わったことに伴いまして、利用者段階の段階が第2段階から第3段階となられたところで、負担軽減の割合が少なくなったものと考えております。

以上であります。

○田島健一町長

秀島議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

介護保険制度につきましては、3年ごとに制度改正が行われております。平成27年からの第6期介護保険事業計画では、介護サービス必要量の見込みとそれを確保するための方策、費用の適正化などが定められました。団塊の世代が75歳以上となります2025年、平成37年以降は、医療や介護の需要のさらなる増加が見込まれます。2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、白石町におきましても、地域の包括的な支援、サービス提供体制確立のための取り組みを進めているところでございます。

今回は、在宅で暮らされる方や保険料を負担いただく方との公平性を担保するため、一定額以上の遺族年金、障害年金を受給される方の食費、居住費の軽減、そして負担軽減割合が見直されておりました。御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○秀島和善議員

町長に改めてお尋ねをしますけれども、先ほど担当課長より人数の説明がありました。町内で49の方が対象になっていると。杵藤圏内では268人がこの対象になっているということでもあります。

町長、どうでしょうか。わずかな年金が一月に8万円程度の方がこの8月1日から年金額の半分を超える費用負担が発生すると生活に困窮するのではないかと思いますけれども、町長のお考えをもう一度改めて求めていきたいと思っております。

○田島健一町長

先ほど申し上げましたとおり、保険制度というのは白石町だけでどうのこうのということではなくて、制度改正が行われているところでございまして、それについては先ほどから議員は国や県に求めていきなさいというようなお話でございました。

私どもも町といたしましても、困窮される方も若干の方、先ほど49名という数字を上げられましたけれども、いらっしゃることは事実でございます。これについては、公に国に対して、県に対してということではなくて、担当部局を通じて実情というのは訴えてまいりたいというふうに思いますけれども、国や県に対して白石町だけが改め

るように申し入れをしていくということにはちょっといかなかなあというふうにいるところでございます。

ただ、先ほど言いましたように、担当部局あるわけでございますので、そこにはお話をさせていただきたいというふうにいるところです。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

49人の方々の生活実情というのはどのように把握されているんでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

今49人の方がいらっしゃるということでお話を受けましたけども、把握をいたしておりますけども、個々の生活の方は、済みません、把握を、どの方がどれだけというのは把握はいたしておりません。数字上、介護保険事務所のほうから問い合わせた数値でありまして、把握をしてない状況にあります。

それと、今回の件なんですけども、非課税年金を受給されてる方が、例えば片方、一方の方が施設入所をされてまして、もう片方の方が在宅でいらっしゃると、同じ介護サービスを受けた場合に施設に入所されている方は食事代、部屋代の軽減を受けられると。ただ、在宅、自宅で暮らされる方は食費は自分、食材費から調理代、それ全部自分で負担をされるということで、その利用者の中でちょっと不公平が生じているのではないかとということが出てまいりまして、非課税年金の受給をされてる方も一定の負担をお願いすることで、介護保険を御負担される方や老齢年金等を受給される方との負担の公平化をお願いするという観点からも今回の見直しが行われておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○秀島和善議員

町長に再度お聞きしますけれども、担当部局より実情に対しては各関係機関や国、県に対しても訴えていくということでもありますけれども、私は町独自でも今49人の方々の生活の実態を把握して、何らかの助成をすべきではないかと思っておりますけれども、そういう考えはありませんか。

○田島健一町長

先ほど課長も申し上げましたとおり、受給される方、施設に入ってらっしゃる、入ってらっしゃらないで不公平が生じたら、ますます難しくなるんじゃないかなというふうに思います。それは、やはり施設に入られてる方はそれなりの理由があつての施設に入所されているとは思いますが、だからといって、この方たちだけを優遇したりなんかすると、入ってらっしゃらない、49名より多分多いかと思っておりますけども、その方に対してとの不公平が出てくるんじゃないかなあというふうに思います。

だから、そこについては、先ほど私申し上げましたように、実態をまあ県にでもお

知らせをしながら、こういう実態だからもう少しどうにかならんかというところまでは言えるでしょうけども、余り無理に動きをいたしますと、その全体の話がまたおかしくなってくる可能性もございますので、ある程度のところではやはり、何と申しますか、ある程度以上のことはできないんじゃないかな、すなわち、その方たちに町として何か援助とかなんとかというのはできないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

担当課長のほうで、先ほど答弁の中で49人の方たちの生活実態は把握してないということでありましたけれども、私は自宅で療養されてる方、施設で療養されてる方、それぞれの生活実態、また家族の構成のあり方があると思います。

そういう点で、49人の方たちの生活実態、家計実態、経済的な生活の困窮状況をしっかりつかんで次の対策が講じられてくるのではないかと思いますけれども、その実態を把握するという点ではいかがでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

49名の方の実態把握ということでございますけども、これ個人情報に関係もありますもんですから、介護保険事務所に開示申請を行いまして、情報の収集に努めて分析を行っていきたいと思います。

以上であります。

○秀島和善議員

ぜひこの49名の方たちの生活が今回国の制度の改悪で8月1日から生活費が820円、1日、食費が650円引き上げられることで生活の困窮が私は急増したと思いますので、ぜひ49名の方々の生活実態を把握した上で、何らかの助成をしていただきたいことを強く要望し、次の項目に移らせていただきます。

次の項目は、来年度から要支援介護の要支援1、2の介護サービスについてということで質問しております。

安倍政権による介護保険制度の2015年度実施の改悪により4点の改悪がなされています。

第1に、要支援1と要支援2の訪問介護、通所介護を保険外から外し、自治体事業に移すということをされました。

第2点目に、年金収入280万円以上の2割負担が強制させられました。

3点目に、特養ホーム入所を要介護3以上に限定するということがなされました。

最後に、4点目として、低所得の入所者への食費、部屋代の補助要件を厳しくするという4点が進められてきています。

保険料あって介護なしと指摘されるゆえんであります。このような国の施策が町民福祉の向上につながるとは到底思われません。町長の認識をお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

要支援1、2の介護サービスについての御質問でございます。

介護保険制度は、平成12年4月から始まりまして、病気や加齢に伴う体力の低下により、常に介護を必要とする状態、すなわち要介護状態になった場合や家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、介護予防サービスが効果的と考えられる状態、いわゆる要支援状態になった場合に介護サービスを受けることができるようになってございます。

介護保険の見直しは、介護サービスに対するニーズの対応や利用者の増加等に対応するため3年ごとに介護報酬と介護認定の改正、そして5年ごとに介護保険法が改正されているところです。

2005年の改正におきましては、明るく活力のある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を基本視点到、予防重視システムへの転換として要介護者への介護給付と分けて要支援者への給付を予防給付として新たに創設されました。そして、要支援者のマネジメントを地域包括支援センターで実施、また介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業が始まったところでございます。

2010年の改正では、サービスの利用者が創設当初の約3倍となるとともに、重度の要介護者や医療ニーズの高い高齢者の増加などの対応とこれを支える介護人材の確保等が緊急の課題となりまして、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるようにするために、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向け、地域による主体的な取り組みが推進されることになったところでございます。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、全人口の3人に1人、約3,600万人が65歳以上の高齢人口と見込まれております。既に白石町でも高齢化率は31%を超えているわけでございますけれども、介護に必要な高齢者が急増すると見られます。

今回、2015年の改正ということでございますけれども、これは持続可能な社会保障制度の確立を図るために地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、これを推進するため見直しが行われたものでございます。

また、介護サービス環境が大きく変わる中において、現場の介護従事者に対する改正も行われまして、10年後の平成38年までには現状プラス10万人の介護職員が必要との試算がされていますが、賃金、労働環境が厳しく、介護職員の離職が問題となっており、介護職員処遇改善に係る加算率の引き上げがなされております。加えて、低所得者の負担軽減も改正され、第1段階の保険料基準額に対する割合がこれまでの0.5から0.45に軽減される見直しも行われております。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域に密着した介護サービスを着実にを行うことで町民の福祉向上につなげていきたいと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

2として、来年度の4月1日から実施予定の要支援1と要支援2の訪問介護、通所介護を保険から外し、自治体事業に移す体制、またその財政措置はどのようになっているのでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

来年4月からの制度の見直しということであるんですけども、今お話をいただきましたように、要支援1と2の訪問介護、通所介護が市町村の事業ということに改めるようになっております。

この体制とその財政措置ということでありまして、現在進めております包括支援センター、この包括支援センターが地域の基幹となりまして、包括支援センター間の総合調整やケア会議の開催、いわゆる困難事例に対する自立支援といった後方支援を有する基幹型センターや権利擁護を業務とする機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援する機能強化型のセンターを設置する2パターンが考えられております。

運営体制の検討も含めまして、地域の実情を踏まえながら、地域全体の業務の効果的、一体的な運営体制を構築していきたいと考えております。

また、平成29年度から実施されます市町村の財政措置としまして、介護予防事業は従来どおり介護給付費見込み額の2%以内ということになっております。生活支援体制整備、認知症の施策推進、在宅医療介護連携、地域ケア会議の推進に係る新しい包括支援事業は、各市町村の実情に合わせた標準額となりまして、市町村で弾力的な運用が可能となりました。

なお、財源構成自体は介護給付、予防給付と同じで、国が25%、都道府県、市町村が各12.5%、1号、2号の保険料が50%と現在と変わることはない仕組みとなっております。

以上でございます。

○秀島和善議員

担当課長に引き続きお尋ねします。

3番目の要支援1と要支援2の対象者は本町で何名でいらっしゃるのか。また、従来どおりの介護サービスを受けることができるようになってきているのか、その点について説明をお願いいたします。

○矢川又弘長寿社会課長

要支援1、要支援2の対象者は何名であるのかということでございますけども、平成28年6月末日現在で白石町の要支援1の方は235人、要支援2の方は213人で、計の448人となっております。

このうち、訪問介護利用者は60人、通所介護利用者は101人で、介護保険の有効期間が満了するまでは利用されている介護サービスを現状のまま利用することができるようになっております。訪問介護は、ヘルパーが自宅で入浴のサポートをするなどのほか、掃除や手料理を手助けするものです。一方、通所介護は、日帰りで施設に通っ

てレクリエーションを楽しんだり、機能回復を行ったり、入浴の介助もしていただくことができます。

このため、従来どおりサービスが、介護保険が満了するまでは利用することができると思っております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

そうしますと、現在要支援1の方が235人、要支援2の方が213名と、この方たちのサービスの実態が来年春から地域包括支援センターのほうに移行されるという状況になっても、サービス内容そのものは変わらないというふうに理解していいのでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

介護保険の有効期間というのがございまして、29年度初めて有効期間が到来するまでは現状のままのサービスを利用することができるというふうにみなす制度が取り組まれております。

以上であります。

○秀島和善議員

ぜひ今の要支援1、要支援2の方たちのサービスの内容が変更にならないように、目配り、気配りをさせていただきたいと思っております。

もう一点、この内容でお尋ねしたいんですけども、担当課長にお尋ねします。

3年に1度の介護保険料の改定ということで、現在進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

介護保険料、今第6期の介護保険のサービスの需要とそれから利用者の方の勘案して設定をされております。

第7期がまた始まりますので、第7期のときにそのサービス需要調査がことしの10月からまた始まるようになっておりますので、その段階でその資料収集がなされるものと思っております。

以上であります。

○秀島和善議員

私が心配するのは、第7期の計画の段階で介護保険料がまた引き上げられるのではないかとこの心配を持っておりますけれども、そういう心配は要らないのでしょうか。

○矢川又弘長寿社会課長

2025年には団塊の世代の方が75歳以上に突入されるということで、やはり一定8人

で高齢者の方をお一人支えるということになります。サービスの給付がふえますと、どうしても保険料との兼ね合いが出てくると思いますので、最小限の投資で最大限の効果を生むようにサービスの検討をするために、今回その地域支援事業に私たちも取り組んでいきますので、その中で必要とされるサービスを提供していきたいと思っております。

以上であります。

○秀島和善議員

確かに全国で高齢者が多くなっている実態です。本町でも高齢化率が30%を超えるという実態であります。

そういう中で、この介護保険サービスはなくてはならないサービスの内容を毎日地域の中で、また施設の中でサービスを利用されています。第7期の計画の中で、ぜひ介護保険料の税率が、負担がふえないように働きかけていただきたいことを旨、お願いし、次の項目に移らせていただきます。

3番目には、学校給食の充実についてということで、教育長や町長にお尋ねしてま

す。
学校給食の地産地消を促進するように私はまず求めてまいりたいと思います。また同時に、子供の貧困化が進む中において、本町も段階的な給食費無料化を求めたいと思います。

まず最初に、教育課長にお尋ねしますが、現在の小学校6年生、中学校3年生への商品券を配布するということについての評価などはどのように受けとめてらっしゃるのでしょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

平成27年度におきまして、小学6年生、それから中学3年生に対しまして、商品券の配付を行っております。交付対象者といたしまして446名に対しまして、商品券として配付しました額の実績が2,179万6,500円という、1枚当たり500円の商品券でございます。

それで、これにつきましては、小学6年生、いわゆる中学3年生、いわゆる進級するときにはいろいろ費用がかかるだろうというようなことで、今回は商品券を配付をされて、27年度につきましては配付をさせていただいたわけでございますけど、それは十分保護者の皆様方も御理解いただいて、そういうものに使っていただいたというふうに思っておりますので、効果としてはあっているものだというふうに思っております。

以上です。

○秀島和善議員

課長にお尋ねしますが、28年度はどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

28年度につきましては、小学6年生及び中学3年生につきましては、給食費の無償化ということで、給食費につきまして徴収をしないということで対応をしております。以上です。

○秀島和善議員

資料要求はしてませんが、課長にお尋ねしますけれども、まず最初に申し上げましたけれども、学校給食の地産地消の促進をということでどのようにこれまで実践をされてきたのでしょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

まず、学校給食における地産地消という御質問でございますが、学校給食におきまして、その地域の産物を活用することは、児童・生徒が給食を通して特有の風土の中で培われた食文化や農業を初めとする地域の産業の状況を理解したり、また農作物をつくっていただく人たちへの感謝の気持ちを育むなどの教育上の効果があるというふうに思っております。

まず、白石町の学校給食におきましては、御存じのとおり完全米飯給食を実施いたしております。それで、米につきましては、地元産を使っているということでJAさんのほうから全て供給をいただいておりますし、また月に一度原則として19日でございますが、白石食の日というのを設定をいたしまして、この日はできるだけ地元の食材を使った献立にいただいております。

地元の食材といたしましては、一部ではございますが、タマネギ、ナス、キャベツ、カボチャ、キュウリ、アスパラガス、イチゴ、スイートコーン、そしてテンペ等を使って実施をいたしてるところでございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

子供たちの評価はいかがでしょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

私も実際子供たちに実態を聞いたわけではございませんけど、やっぱり地元の食材やということを使っていたということで、例えばスイートコーンあたりを使っていただくと、それに学校訪問等のときでもお伺いしますと親しんで食べているというようなことを聞いておりますので、地元食材となれば、やっぱり親しみがあって食べているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○秀島和善議員

教育長にお尋ねします。

現在は、去年、前年度から小学校6年生と中学校3年生のみの給食費の無料化と、無償化ということが始まりました。私は今後長期的に見ても、子供たちへの健康、そ

して食の文化ということをしかりと学校教育の中で教えていくためにも、公の制度として給食の無償化は各年度ごとに段階的に進めていく必要があるのではないかと思いますけれども、教育長のお考えを聞かせていただけませんか。

○北村喜久次教育長

学校給食法の段階的な無償化について御質問を受けました。全国的に子供たちの貧困というのは大きな問題になっております。給食費だけでなく、医療費や就学に係る費用など、いろいろ検討をしていかなきゃならない課題だと考えております。

給食費につきましては、県内でも全額無償をしているところ、それから2人目は半額、3人目以降は無償等々、いろんな対応がなされております。

本町につきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても切れ目のない子育て支援の実施として小学校6年生及び中学校3年生の給食無償化を継続することとしております。

今後、この総合戦略を検証していく中で、子育て支援としてどういうものが必要なのか議論していければと考えております。

○秀島和善議員

課長にお尋ねしますけれども、先ほど教育長から県内での動向が2番目の子供から無償化、3人目から無償化ということも市町村によっては行われてるということでもありますけれども、具体的にその市町村、自治体名は把握されていますか。

○松尾裕哉学校教育課長

今教育長が申しあげましたところの市、町名でございますけど、市、町名だけで。

○秀島和善議員

結構です。

○松尾裕哉学校教育課長

伊万里市、みやき町、大町町、江北町、太良町と、今白石町で、今把握してる市、町名は以上でございます。

○秀島和善議員

町長に、教育長にお尋ねした内容で考えを聞かせていただきたいんですけども、現在県内では伊万里、みやき、大町、江北、太良、そしてそのうち白石も中学校3年生、小学校6年生の無償化を始めたところですけども、私は総合計画の中でも段階的に将来的、近い将来的に全学年で給食費の無料化を、無償化を実現できるように進めていくべきだと思いますけれども、そのことがやはり白石町に移ってでも子供を育てたいということがアピールにもできるし、さらに、教育長もおっしゃいましたけども、全国的には子供の貧困的な生活の実態というのが現在社会問題になりつつあります。そういう中でこそ、段階的な学年ごとの年度を追って無償化を計画すべきではな

いかと思いますけども、いかがでしょうか。

○田島健一町長

学校給食費の無償化については、先ほど議員も言われましたとおり、本町におきましては、中学校3年生と小学校6年生においては昨年度から実施をしたわけでございますけれども、やはり最終的には全学年にという思いを持っておるところでございます。

しかしながら、これがいつの時点でとか、平成30年までにやるのかとか、そういったことはちょっと今は検討いたしておりませんので御回答はできませんけれども、なるべく早いうちに全学年にやっていきたいなあという思いがございます。

いずれにいたしましても、これにつきましても今議会でもいろいろとお話あっておりますように、8小学校区、3中学校、それぞれにコミュニティ・スクールを今運営をしていただいております学校運営協議会の中でもいろいろと議論をしていただいて、最高学年だけじゃなくて低学年にもということ議論があればというふうにも思っております。

以上でございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますけれども、学校での給食費の無償化を実施するに当たり、国や県からの補助要件というものは現在ないのでしょうか。

○松尾裕哉学校教育課長

無償化に当たり、国、県等からの補助ということでございますが、今のところは国、県等からの補助というのは私ども把握をいたしておりませんので、一般財源で措置をしていただいております。

以上でございます。

○秀島和善議員

国、県の補助は現在ないということですので、100%一般財源から準備する必要があります。私は、ぜひ町長、先ほど答弁の中でもお話ししていただきましたけれども、この白石町に学校での無償化が実現できれば、多くの若いお父さん、お母さんたちが白石、有明、福富での小学校・中学校で子供を育てたい、また教育内容の環境条件がすぐれているということで、移住をしてでもこの白石町に住んでいきたいというふうになっていくのではないかなというふうに希望していますので、ぜひ具体的な年度ごとを追ってということをおっしゃいませんでしたけれども、最終的には全学年で実施したいということでの町長の意気込みを具体化をしていただきたいことを旨、強調し、次の項目に移らせていただきます。

けさの佐賀新聞一面にも大きく取り上げられてましたけれども、原発の問題についてお尋ねしたいと思います。

玄海原発の再稼働にはきっぱり反対し、自然エネルギーの促進を進めていくべきで

はないかと考えています。原発の再稼働には多くの県民が、町民が反対しています。同時に、原発がなくても電力不足は起こらないことは既に経験済みであり、国と県に対して再稼働の反対の働きかけをしっかりと進めていくべきではないかと思えます。

また、佐賀県は、太陽光発電全国一だと言われていますが、農村の活性化や地域おこしの観点からも太陽光発電を初め自然エネルギーの促進のために町独自の施策が必要ではないかと考えています。

伊万里の市長は、玄海原発の再稼働に反対をするということがこの間新聞やテレビでも大きく報じられておりましたけれども、山口県知事は、各市町村の動向も注視していきたいということが記者会見などでも表明されています。

そこで、この観点について、町長としての認識をお尋ねしたいと思います。

○田島健一町長

ただいま原発の再稼働に対しての私の考え方についての御質問かというふうに思います。まずもって、国や県に対して再稼働の反対の働きかけを行うべきではないかというようなことをごさいました。これにつきましては、議員御承知のとおり、原子力発電につきましては国のエネルギー基本計画の中で、火力発電、水力発電、地熱発電とともに一定量の電源を安定的に供給できる、いわゆるベースロード電源として位置づけられております。

しかしながら、先般の地震での東京電力福島第一原発事故以来、リスクやさまざまな障壁があることも報告され、原発の依存度については全国でも議論がされているところをごさいます。玄海のみならず、全国各地の原発についての再稼働等々についての議論がなされてるところをごさいます。

議員は、先ほど原発がなくても電力不足は起こらないということがもう既に経験済みというような御発言をいただきましたが、やはり経済活動を日本として休むことができない、やっぱり日本は工業立国として、またいろんな社会基盤の中でも電力を使うというのは、消費をするというのは大きなところだというふうに思います。そういった中で、停電というのが起これば、もうお先真っ暗というふうになってまいりますので、やっぱり安定的な供給というのも私は必要じゃないかなというふうに思います。

だから、まずもってその現時点においては原発云々ということよりも、代替エネルギー、自然エネルギーが確保できればとか、またそういったものが蓄電というんですかね、そういう技術等々ができて、常に電力が供給できるというシステムができ上がれば、即刻原発は廃止していただいてもいいでしょうけれども、なかなかそういうことにはなっていないんじゃないかなと。

だから、そういう研究開発も早く進めていただきたいということと、まあ当分はいたし方ないかなというのをあわせ持った考えを私は持っているところをごさいます。即原発反対、反対には言えないんじゃないかなというところをごさいます。

2つ目の御質問でございました佐賀県、白石町もそうでございますけれども、太陽光発電が高いわけをごさいます。もっともっと自然エネルギーの促進のために町独自の施策というようなお話でございました。

白石町においては、有明貯水池のほうで水上、太陽光発電をしていただいております。

す。約700世帯の分の電力を生産といいますか、つくっていただいているわけございまして、こういうものにつきましても、積極的と申しますか、企業さん、来ていただければ私たちは拒むところではないというふうに思います。

しかしながら、それについても、やはりいろいろ問題もあるかも知れません。そういったところについては、町民の皆さん方の御理解と御協力も得なくてはいけないわけございまして、町民皆さんのコンセンサスも得る必要があろうかというふうに思うところございまして。

最後に、再稼働について知事は首長たちの意見を聞きながらというようなお話もされましたけれども、これにつきましても一番最初にお答えしたことと同じかと思えますけれども、首長さんも一人一人考え方お持ちであろうかと思えます。私たちも白石町につきましても、玄海原発からはちょっと遠いところに位置はしているものの、そんなに風向き等々があって全く影響がないという土地柄ではないというふうに思います。これについては、隣接市、町の皆さんの考え方、また私が先ほど申しました私個人的な考え方もあるわけございまして、そこら辺も踏まえて、共同歩調といったらおかしいかも知れませんが、県としての考え方の中に沿った、沿うといったらちょっと語弊あるかも知れませんが、主体性がないじゃないかと言われるかも知れませんが、様子を見ながら私も判断をさせていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○秀島和善議員

町長が答弁の中で最後に主体性がないのではないかとと言われるとおっしゃいましたけれども、私もそう思います。町長としてぜひそこは玄海原発から白石町、近いところでは30キロ圏内に入るところもあると思っております。

それで、風向きによっては本町も影響を受ける、農畜産物に被害をこうむるということも予測されますので、ぜひこの原発の稼働には反対をしていただきたいと思います。

当分の間というふうに先ほど答弁の中で町長おっしゃいましたけれども、当分の間というのはどのくらいの期間を考えればいいのでしょうか。

○田島健一町長

先ほども申しましたが、当分の間というのはやはり代替エネルギーといいますか、自然エネルギーを含めたところで、原発にかわる、何ていうんですか、安定的な電力供給ができるものが開発されるまでということございまして。

これについては、やはり日本の技術者、また全世界で原発問題大きくクローズアップされておりますので、全世界の科学者の人たちがいろいろところで研究開発をされてるというふうに思います。そういったものが早く原発にかわる代替エネルギーが確保できればという思いでございます。

今、もう一つは、最後のところで主体性云々というところ、私言いましたけれども、やはり今、日進月歩で科学技術というのは発展してるというんですかね、進歩してる

というふうに私は思っております。そういった中において、いずれか、いずれかそういった原発を使わないでよいようなことができると私は信じてやみません。

そういうことで、もう将来的にわたってずっと原発原発というのは、私だけが考えるんじゃないくて皆さんも多分そう思ってるんじゃないかと思えます。もうやむを得ないんじゃないかなど、現時点においては。そしたら、もう電気なくて生活できますかといったときに、できないでしょうと言わざるを得ないことになるかもわからないというところで、だから少なくとも今私たちの身の回りのことを考えたときにも、車というのは油をたいて走っていた。もちろん電力も石炭から油、油から原発というふうになったわけでございますけれども、車も油から電気や水素やといったほかのエネルギーに変わってきております。

そういったことから、絶対人間はいいものをまた見つけてくれるだろうと私は楽観してるわけでございますので、議論も議論として必要ですけども、やはり技術者の方たちに早くそういったものを開発していただきたいなあというふうに思ってるところでございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしたいんですけれども、本町においての自然エネルギーというのはどのように規定されているのでしょうか。

○門田藤信生活環境課長

今の自然エネルギーの本町における定義ということでの御質問かと思えます。

現在、町におきましては地域新エネルギービジョンに基づくものとして、太陽光発電、それから耐用熱利用、それから風力発電、それからバイオマス、それからクリーンエネルギー、またあと燃料電池、こういったものが自然エネルギーとして考えているというふうに理解しております。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長に今の点でお尋ねしますけれども、現在有明貯水池で700世帯分の電気を供給できる状況があるということですのでけれども、まずは太陽光発電を自然エネルギーの核として進めていく必要があるんじゃないかと思えますけれども、総合計画の中では、この点どのように具体化されているのでしょうか。

○田島健一町長

ただいま議員からは白石の総合計画の中での位置づけというようなお話かと思えます。第2次の白石町総合計画におきましては、新エネルギービジョンに基づく環境配慮型、自然循環型社会の構築ということで取り組みの内容を示してるところでございます。

この地域新エネルギービジョンということでは、先ほど課長が申しあげましたように、新エネルギーの技術レベル及び経済性を考慮した上で、先ほど申しあげましたよ

うに、太陽光であるとか太陽熱であるとか風力であるとか、そういったものを新エネルギーの基本方針として考えてるところでございます。

そういったことで、総合計画の中においても白石町として何か取りかかるものがあるればということで掲げさせていただいてるところでございます。

以上です。

○秀島和善議員

白石町としても独自にバイオマスや太陽熱、太陽光発電、また地力、風力など、あとは水力発電などもありますけれども、そういう独自の研究も実践しながら、そして町長答弁されましたけれども、世界中の英知を集めて原発にかわるエネルギーを早く、一日も早く見つけると。そして、原発廃炉に向けて進んでいきたいなということは私考えてますので、ぜひ町においても総合計画が文章化の中で文字面だけのものに終わらずに、町としてもその力を大いに発揮していただきたいことの旨強調し、次の項目に移らせていただきます。

5項目めについては、本町のべと病対策についてということで4点聞いてますけれども、まず担当課長のやはりことしのべと病の実態、どのように把握されているのかお尋ねしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

まず、お尋ねの今年度産タマネギの実態ということでございます。

でも、議員御承知のように、大半の原因がべと病ということで収穫量が大幅に減をいたしております。最終的な数値は持ち合わせておりませんが、昨年もべと病で収量は少なかったんでございますけれども、一応昨年と比較しまして約8割の減収かと思っております。

ただ、もう少し詳細なデータがJAのほうでは出してあると思います。ちょっと今それが手元にはございません。

それから、白石町につきましては、JA以外の出荷、系統外がございます。そこについては把握ができておりません。大幅な減収ということはもう間違いないことでございます。

以上です。

○秀島和善議員

通告の内容に移らせていただきますけれども、まず1点目に、べと病対策としても土づくりの重要性が指摘されています。堆肥の投入による土づくりができる仕組みに町はイニシアチブを発揮するように求めたいと思いますけれども、この点については今後どのような計画をされてるのでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

このべと病対策につきまして、まず平成27年度におきまして、べと病対策の一環としまして、白石町野菜病害虫防除推進協議会を発足し、罹病株の抜き取り等を実施い

たしております。

先ほど出ました土づくりということに関してでございますけども、時期を同じくしてJAさが白石地区が事務局となりまして、地域資源循環型土づくり推進協議会が発足をされております。

この土づくりに関しましての協議会、このメンバーとしましては、県、町、JA、部会等関係機関が構成団体となりまして、堆肥の供給体制、仲介するシステムの構築の検討、需要量の把握、散布方法の検討などを連携して調査研究、検討する協議会でございます。

今議員申されましたように、土づくりの重要性はもう御指摘のとおりであり、十分もう認識されておるところでございますが、白石町管内における堆肥センターの供給量、これが絶対的に不足をいたしております。

さらに、堆肥等の散布方法といいますか、堆肥は来ても散布がなかなかできないというような実態もございます。そのようなことをこの協議会の中で、どんなシステムが構築できるのかというようなことを検討いたしておるような状況でございます。

以上です。

○秀島和善議員

課長にお尋ねしますけれども、2項目めに国、県、研究関係機関とともにべと菌やその対策についての研究を進めていくように求めていますけれども、まずこのべと病そのものの菌の把握、研究機関との内容についてはどのように進めてらっしゃるのでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

べと病の研究等につきまして、ことし5月23日、佐賀県タマネギべと病対策会議が発足をいたしております。ここの構成メンバーとしまして、県の園芸課、農業技術防除センター、農業試験研究センター、同じく試験研究センターの白石分場、杵島農業改良普及センター、JAさかの園芸部門など関係機関で構成をいたしております。

その中で、研究検討をしておりますのが、効果的な防除体系の確立、土壌改良の推進、耕種的対策の開発、抵抗性品種の研究、淡水処理技術の実用化などなどに向けて、ワーキンググループというおのこのグループを組織しまして、検討をいたしているところでございます。

また、今まではっきりとしていなかったべと病菌、この菌につきまして、土壌中における生態解明のため新たに佐賀大学と共同研究をし、その卵胞子の研究をいたしておるようところで、その結果がわかれば、このべと病菌というものの実態ももう少し把握できるかと思っております。

また、各関係機関ということで、この対策会議の下部組織になります幹事会、これを8月9日に開催しております。その場には当初構成メンバーでございませんでした国の農林水産省の消費安全局、同じく生産局農産部、九州沖縄農業研究センターというより専門的な知識を持っておられるところも参加をいただいております。そういう専門機関等によりまして、よりすぐれた研究成果というものも出てこようかと思いま

すので、現在その結果に向けて調査研究中でございます。

以上でございます。

○秀島和善議員

佐賀大学の研究機関も参加をされているということでもあります。ぜひ一日も早くその研究成果を町内でのべと病の対策にしっかり貢献できるように論議を深めていただきたいと思います。

3項目めの国、県、関係機関、業者とも協力して高温多雨にも耐えられる品種改良への取り組みが、研究体制が必要ではないかと思っておりますけれども、この点どのように進めてらっしゃるのでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

このべと病に対して強い抵抗力を持つ菌糸ということの開発につきましては、県の農業試験研究センターの白石分場を中心に現在研究をされております。その情報を疾病会社に提供して、それをまた会社で研究をしてもらい、導入可能なべと病抵抗品種の開発、提供をお願いしているようなところでございます。

ただ、これも新品种の開発というものにつきましては、一朝一夕でできるものではないと思っております。既存のべと病抵抗性を有する品種の導入、貯蔵性の高い品種の導入など、収量や品質の低下が抑えられ、長期出荷体制の維持が行いやすくなるような品種をまず選定していくことが重要かと思っております。

そういう現地の栽培結果、試験研究等の結果が出ましたら、その結果につきまして、早急に農家等に推進、普及等を行っていききたいと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

4項目めに、農家の所得安定のために北海道などで行っている独自の補償制度の創設を考えてはいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

北海道では、国の共済制度ですけれども、もちろん農家の負担も発生しますけれども、この共済制度がこういう場合に大いに農家経営を助けているということを耳にしました。ぜひ、このような取り組みが佐賀県でも、白石町でも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

今議員おっしゃいましたタマネギ関係の共済制度でございます。タマネギに限らず、農作物の気象災害、病害虫災害に関しまして、共済制度の重要性というのは十分認識をいたしております。

佐賀県につきましては、その計算の根拠となる基準収穫量、この把握が佐賀県はJA出荷がございまして、民間会社の出荷、青果業者への出荷がございまして、これが混在をしております、この基準収穫量というのが確定できないということがございまして、

その共済制度の加入申し込みにつきましては、加入するところが加入面積、面積基

準、その農作物に関する数字等々を提出する必要があるのですが、そういう理由により共済の引き受けを行っていないという現状でございます。

先ほどおっしゃいました北海道の共済制度につきましては、北海道はホクレンという窓口が1つでございます。その把握も1カ所ですのでできるというような状況でございます。北海道が全国でも唯一この共済制度に加入しているような状況でございます。

しかし、今御質問にありますように、収量がとれなかった場合の補償制度、これはもうまさに重要なものだと考えておりますので、共済制度を改正するのか、もしくは新しい制度、収入を補填するような新しい制度になるのかははっきりしませんけども、あらゆる機会を捉えまして、国、県に要望等々をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

町長にお尋ねします。

べと病による減収が8割程度だということで、大変本町にとって生活の見通しが元気が出ません。私自身も周りの農家の方と話していても、今後息子が進学するとか、また新しい家を改築しないといけないということでタマネギの収穫を大変楽しみにしながら仕事に携わっていた方たちが、このべと病による8割強の減収ということで、大変厳しい顔で声をかけていただいています。

私は、先ほど北海道の例を出しましたがけれども、本町の場合に民間の出荷業者との窓口が一本化できてないということで、基準収穫量が確定できないので共済制度には加入できないということが課長から説明ありましたが、その点、知恵を出して、やはり一朝一夕にこのべと病の対策が研究機関、国、県の働きかけでできるわけではありませんので、またべと病が今年度から新年度に向けて発生するような状況になれば、本当に打撃というほどではなく、もう立ち上がり切れないぐらいの農家経営が困窮してしまうのではないかとこのように心配しておりますので、ぜひ国のそういう共済制度の研究を行って、独自の補償制度を設けることも視野において進めるべきではないかと思っておりますけれども、町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○田島健一町長

先ほど来、このべと病の質問の中で、ことし5月23日に佐賀県タマネギべと病対策会議が発足したという答弁も差し上げたところでございます。

私もこのべと病対策会議の委員の一人として加わっているわけでございますけれども、この会議の中ではいろんな視点から、角度からの議論をさせていただいてるところでございます。

先ほど来、農家の皆さんが困窮しているというその経済的などところについても、この中で議論するかしなないかは別としても、この会議の中で私は、いろんな方がいらっしゃいますので、この現在の制度の見直し、改正を強く働きかけをしていきたいというふうに思いますし、またこの対策会議とは離れても国へ、東京の出張の折には水産庁にも出向いて行って、そういったお話もしていきたいというふうに思うところでござ

ございます。

いずれにしても、2年続けてこのようなことがあったら、本当にもうどうなるかわからんというふうに思います。昨日もテレビでべと病の話をやっておりました。佐賀が一番最初にやられて、今度また北海道もやられたということで、タマネギが日本からなくなってしまうんじゃないかと、タマネギはどうなるんかと、安全・安心なタマネギというのは、やはり北海道であり、佐賀産であるというようなことを強く言われておりました。

そういうことから、共済制度についてもやはり国のほうで考えていただくものだというふうに思いますので、対策会議や知事を先頭に国にも強く働きかけをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○秀島和善議員

私もたまにですけれどもスーパーでタマネギを買うということも何回かありますけれども、大変タマネギも高くなってきてます。消費者にとっても、このべと病が及ぼす影響というのは大きいものがあつたなということを買ひ物のたびに感じている次第ですので、ぜひ先ほど町長最後におっしゃいましたけれども、対策会議や国、県に対して働きかけを今以上に進めていただきたいことをお願いをし、次の最後の項目に移らせていただきます。

6項目めには、T P P比準措置に向けてということで、たびたびこの一般質問でもT P Pの問題を取り上げてきましたけれども、いよいよこのT P Pに現在どのように日本の政治が進むのか、農業分野に限らず、医療や保健分野においてもT P Pの問題、関心が高くなってきていると思います。

そこで、最初に町長にお尋ねしますけれども、先日J AさがはT P Pによる佐賀県農産物などへの影響額を275億円と発表しました。それに先立って、佐賀県は国の試算を基準にして県への減少額は8億円から13億円と発表していました。ことし3月に東京大学の大学院の教授であります鈴木宣弘教授は、佐賀県では213億円とするとの試算を発表されました。

学者やJ Aの減少額が発表された現在、私は現在の町としての独自の試算とそれに基づく対策が今すぐにでも必要ではないかと思ひますけれども、国や県からの試算、また研究者の発表を待つというのではなくて、町としても具体的にどのような影響になるのか、対策を講じるためにも影響額について試算をしていくべきではないかと思ひますけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

○田島健一町長

T P Pでの影響額、国や県が試算をしてるけど町も独自でというようなお話でござひますが、こういった試算をやるというのは、ベースとなります原単位といひますか、もともとの根拠というのが大変重要だというふうに思ひます。

国は、国においていろんな角度からの原単位を求めてこの影響額を出されたものだというふうに思ひますし、鈴木教授は鈴木教授で自分が持っているいろんなデータか

ら算出した原単位を持っていらっしゃるというふうに思うわけでございまして、町独自でこれを試算するというのはちょっとできかねるかなあというふうに思います。

やっぱりオープンにしていくからには、国であるとか大学教授であるとか、それなりの根拠をオープンにして堂々と主張ができるわけでございますけども、白石町で試算をするというのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねしますが、鈴木教授の試算によって、各全国の市町村でその試算割合を自分の町に当てはめて米麦また畜産など、試算の影響額を出されているところが多々ありますけれども、本町としてどのような影響になるのか試算をされた経過があれば説明をお願いしたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

T P Pの町内への影響額ということで、以前、以前といいますか、ことし3月議会において、国の試算の考え方をもとに町の金額を出したものを御提示をいたしました。国の試算といいますのは、T P Pに対する国の援助、支援、そういう施策が盛り込まれた試算でございますが、それに当てはめて白石町では一応品目ごとに出して、麦につきましては5,018万4,000円、牛肉につきまして3,362万円、豚肉で2万6,000円、合計8,383万円という試算を出した経緯はございます。

ただ、冒頭言いましたように、国の考え方を做ったものでございます。

御質問のJ Aさかのほうでの影響試算額、これはその対策が実施されなかったという場合を想定されております。また、その委託を受けた先生の個人的考え、個人的試算方法、基準ベースというものがあるということでございます。これを一概に町に当てはめても数字だけ出て、その数字がひとり歩きするような場合もございます。

特に、影響額、将来的試算ということにつきましては、数字だけがひとり歩きをして、それが前こういう試算だったからどうだということになりかねません。一応3月議会では参考ということでお示しをいたしておりますが、このJ Aさかの方式といいますか、それによる影響額試算はいたしておりません。

以上です。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねします。

2項目めに、雇用の面で大きな打撃を受けるのではないかとということで通告しておりますけれども、J Aさは雇用への影響も7,500人が減少すると試算しています。本町においては、雇用の面からの試算と対策がまだとられていないようですけれども、今後の計画はどのように持ってらっしゃるのでしょうか。

○鶴崎俊昭農業振興課長

J Aさがで出した試算の中で、雇用への影響が農業生産関係で最大7,500人見込ま

れるという結果が出ております。さらに、他産業を含めると最大8,800人の雇用の減少が見込まれるというような内容でございます。

これらは県全体の数字でございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、単純にこれを白石町に当てはめて計算ということはできないと思っております。要は、TPPが批准し効力を発生したときに、農家に雇用を含めて影響が出るということが重要なことだと思っております。

批准をする、しない、批准されたら対策をする、しないということはございますけれども、どういう結果になりましても、農家が、もしくは農業が衰退しないように、その政策自体を中止し、白石町もそれに伴った対応が必要だと思っております。

以上です。

○秀島和善議員

最後に、町長にTPPの問題について考え方をお聞きしたいんですけれども、先ほど担当課長からは農業が衰退しないようにということをおっしゃいましたけれども、私は日本にとって、このTPPが批准されると、農業が衰退しないようにということにおいては、逆に農業の壊滅的な状態がうかがえるのではないかというふうに私は認識しております。

よって、国会で批准しないように国、県に大いに働きかけをしていただきたいことをお願いしたいのですけれども、町長の考え方を示していただきたいと思っております。

○田島健一町長

国、政府は、平成28年2月4日のTPP協定の署名後、参議院選挙がございまして、この9月に招集されます予定の臨時国会におきまして、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の成立を目指されるのではないかというふうなことで推測をしているところでございます。

これがいわゆる批准ということになるわけでございますけれども、昨年10月5日に協定交渉の大筋合意がなされたところでございますけれども、その折、たまたま私たち全国の町村長大会があつてございまして、この町村長大会におきましてTPP協定に対する特別決議を採択したところでございます。

これについては、さきの12月議会にも御紹介をさせていただいたところでございますけれども、そういったことから、全国町村会においてもこのような取り組みをいたしておりますし、私、長といたしましても、TPPによって影響を受ける農林水産業者が希望を持って経営に取り組めるよう、また農林水産業の振興策及び農山漁村の活力を維持するための対策を講じていただくよう、引き続き佐賀県及び関係団体とともに国に強く要請、働きかけを行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○秀島和善議員

全国の首長の会議のときにも批准しないようにということで特別決議が上げられたということは聞いておりました。

ぜひ町長、これから国や、また県に行く機会はたくさんあると思います。また、J A白石でもT P P反対ということでステッカーや横断幕もつくって運動されております。この批准については、必ず反対をしながら、白石の農業、佐賀の農業を守っていただきたいことを強く希望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○門田藤信生活環境課長

この新エネルギービジョンの総合計画の位置づけということで、ちょっと保留いたしておりましたが、先ほど町長が申しました白石町新エネルギービジョンに基づく環境配慮型資源循環型社会の構築、それとバイオマス炭鉱層の推進等が上げられます。これに付随して関係しておりますのが、家庭や事業所における省エネルギーの推進、また地球温暖化対策に関する町民意識の啓発ということで一応位置づけをいたしているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

これで秀島和善議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時40分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月7日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 秀 島 和 善

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 吉 岡 正 博